

高等専門学校機関別認証評価

自己評価書

令和2年8月
宇部工業高等専門学校

- ・自己点検・評価結果欄の各項目のチェック欄で「・・・していない」等にチェック（■）した場合は、自己点検・評価の根拠資料・説明等欄に、その理由等を記述すること。
- ・（該当する選択肢にチェック■する。）と記載のある項目は、該当する箇所のみチェックを入れること。選択肢全てにチェックを入れる必要はない。
- ・自己点検・評価の根拠資料・説明等欄の記号は次のとおり。

明示している根拠資料については、該当資料名、資料番号を記入すること。資料は、該当箇所がわかるように（行の明示、下線や囲み線を引くなど）して、まとめて自己

◇： 評価書「根拠資料編」として作成すること。資料を、ウェブサイト等で公表している場合には、ウェブサイト公表資料と付した上で、該当資料名、資料番号を記入し、そのリンク先を欄中に貼付すること。

資料等を基に自己点検・評価の項目に係る状況を記述すること。（取組や活動の内容等の客観的事実について具体的に記述し、その状況についての分析結果をその結果を

◆： 導いた理由とともに記述。）記述は、できるだけ簡潔にし、分量は、200字程度を目安とすること。なお、「・・・場合は、」とあるものについては、該当する場合のみ記述すること。また、根拠資料の資料名、資料番号を記入すること。

- ・ 関係法令の略は次のとおり。

(法)学校教育法、(施)学校教育法施行規則、(設)高等専門学校設置基準

I 高等専門学校の現況及び特徴

(1) 現況	
1. 高等専門学校名	宇部工業高等専門学校
2. 所在地	山口県宇部市常盤台
3. 学科等の構成	準学士過程：機械工学科、電気工学科、制御情報工学科、物質工学科、経営情報学科 専攻科過程：生産システム工学専攻、物質工学専攻、経営情報工学専攻
4. 認証評価以外の 第三者評価等の状況	特例適用専攻科（専攻名：生産システム工学専攻、物質工学専攻、経営情報工学専攻） J A B E E 認定プログラム（専攻名：生産システム工学教育プログラム（令和2年度まで）、物質工学教育プログラム（令和2年度まで）、経営情報工学教育プログラム（令和元年度終了）） その他（ ）
5. 学生数及び教員数 （評価実施年度の5月1日現在）	学生数：1100人 教員数：専任教員72人 助手数：0人
(2)特徴	
宇部工業高等専門学校（以下「本校」と称す）は、昭和37年に高専制度の発足と同時に創設された高等専門学校の一つであり、宇部工業短期大学を前身として機械工学科（2学級）及び電気工学科（1学級）の2学科で開校した。時代や社会のニーズに対応して学科の整備拡充を図り、現在では、工学系4学科（機械工学科、電気工学科、制御情報工学科、物質工学科）と国立高専では唯一の経営情報学科を有している。平成9年に本科5年間の教育を基礎として、生産システム工学専攻及び物質工学専攻で構成する2年制の専攻科を設置し、平成17年に経営情報工学専攻を増設した。これまでに本校を巣立った卒業生は8,209人、専攻科修了生は563人（ほぼ全員が学位を取得）に達している。平成24年に迎えた創立50周年を契機に、卒業生が創り上げてきた良き伝統を踏まえ、今後の発展に向けて、本校の行動指針「挑戦し、探究し、高く羽ばたく 宇部高専」を新しく策定し、これを形象化したシンボルマークを創成した。 【教育】 本校は、「もの」づくりを得意とする技術者の育成をめざし、本科では国立高専機構が策定したモデルコアカリキュラムに基づいた技術者が備えるべき基礎的能力を養う教育と専門分野の技術的、実践的能力を培う教育を行っている。また、専攻科では専門分野のさらに高度な能力と事象等を複眼的視野で総合的に捉えることができる能力を養う教育を行っている。また、平成27年度「大学教育再生加速プログラム（AP）テーマ4：長期学外学修プログラム」採択を契機に、学生自身が主体的に学び、かつグローバル社会で生き抜くことのできる能力を育成するため、4学期制導入や長期海外研修等の教育改革を進めている。 （次ページへつづく）	

(1) 4 学期制

4 学期制は、アクティブラーニングや課題解決型学習(Problem/Project Based Learning : PBL)、長期学外学修の環境整備と学習を集中的に行うことによる効果的な知識定着と技術習得を実現するために、平成 29 年度に導入した。4 学期制では、各学期を約 8 週の期間に設定、同一科目を週 2 回学ぶ時間割を構成できるため、アクティブラーニングに適した集中学習型の講義が可能となっている。また、平成 30 年度入学生からの新カリキュラム導入にあわせて、第 2 学期を前半 30 日の「座学の講義を実施する」期間と後半 30 日の「座学の講義を実施しない」期間を設けた。後者の期間では、1 年生と 5 年生を対象とした研究に必要な素養を学ぶリサーチワークショップ、与えられた課題を 2 年生から 5 年生が学年と学科を横断したチームで解決するプロジェクト学習という新設の科目を実施している。さらに、この期間と夏季休業を加えた約 2 か月間を利用することにより、1 か月以上の海外研修と長期インターンシップ（国内、海外）に参加することが可能となっている。

(2) リサーチワークショップ

1 年次にリサーチワークショップⅠA、ⅠBを、5 年次にリサーチワークショップⅡをそれぞれ 1 単位必修科目として開設した。本科目はグループ単位でテーマを決めてミニ卒研を行うことで、1 年生は研究を行う上で必要な素養を学ぶとともに 1、2 年次に学ぶ学習内容が専門領域とどのように関連するかを理解し、最終的に卒業研究で必要とされる実装技術や事例調査手法を身につける。また、5 年生はテーマの設定や 1 年生の指導により、コンピテンシーの修得を行う。

(3) プロジェクト学習

2～5 年次に、それぞれ 2 単位選択科目プロジェクト学習Ⅰ～Ⅳとして開設した。本科目は、学年学科横断型の学生 10 人程度のチームで課題発見と解決を行う Project / Problem Based Learning (PBL) 科目である。テーマは、教員が設定するものと学生チームが設定するものがあり、それぞれのテーマの解決に向けて、様々な専門知識と技術を使って、学生が学び合いながら取り組み、コミュニケーション力やリーダーシップの修得を行う。

(4) 海外研修

グローバルエンジニア育成のため、平成 27 年度から 100 名の学生を海外へ送り出し、50 名の短期留学生を受け入れる方針を打ち出し、平成 27 年度 70 名の海外研修と 29 名の学術交流協定校からの短期留学生受け入れの状況から、海外研修を平成 30 年度 105 名、令和元年度 92 名、短期留学生受け入れを平成 30 年度 61 名、令和元年度 16 名（新型コロナウイルスの関係で減少）を実現した。

【研究】

平成 28 年度に国立高専機構の第 4 ブロック高専(中国地区 8 高専と四国地区 5 高専)「研究推進モデルトライアル校」に選ばれ、引き続き平成 29 年度から令和元年度までは「研究推進モデル校」となり、環境、エネルギー、医療を重点研究分野として学内外の研究者からなる研究体制を整え取り組んだ。また、国立高専機構が平成 29 年度に新たに展開した研究推進ボード事業に、第 4 ブロック高専の主査校として平成 30 年度まで取り組み、ブロック高専間の連携により研究力を向上させる体制を整備した。

外部資金獲得額は平成 26 年度 94,339 千円をピークに、主要教員の転出もあり年々減少していたが、上記の取組により平成 29 年度 56,504 千円以降は 60,000 千円を超える獲得額を維持している。

(次ページへつづく)

【地域連携】

平成28年3月に宇部市及び山口大学工学部と地域人材の育成等に関する協定を締結し、工学系の高等教育機関とアートによるまちづくりを推進する宇部市の特徴を活かすために、平成28年度からテクノロジーとアートを融合させた新しい分野の開拓とテクノロジー×アートチャレンジ講座による人材育成を行っている。また、山口県内の企業と個人を会員とする地域振興協力会の宇部高専テックアンドビジネスコラボレイトとの連携により、教員へは地元企業との共同研究や工場見学による地元企業理解促進、学生へはインターンシップと特別講義への会員企業からの講師派遣を実施している。

II 目的

1. 目的

本校は、国立高専機構の目的である「職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成するとともに、我が国の高等教育の水準の向上と均衡ある発展を図ること」（独立行政法人国立高等専門学校機構法 第一章総則第三条機構の目的）を実現するために設置された国立高等専門学校のひとつである。本校は国立高専機構の目的である人材育成と高等教育の発展のために、15歳から5年間の早期専門教育を行う本科課程（準学士課程）と本科課程卒業後さらに高度な専門知識や技術を学ぶ2年間の専攻科課程を設置している。

本科課程の目的は「教育基本法にのっとり、学校教育法に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること」（本校学則第1章 目的 第1条）であり、この目的に基づく5学科の目的（本校学則第3章 学科の目的 第7条の2）は次のように定めている。

- ・機械工学科「工業製品の研究開発、設計、生産技術などに係わる実践的機械技術者の養成」
- ・電気工学科「電力、電子・制御、情報・通信などの分野の実践的電気技術者の養成」
- ・制御情報工学科「情報通信技術を駆使し、ロボットなどの動きを制御することができる実践的情報技術者の養成」
- ・物質工学科「化学工業又は生物工業における開発、生産などに係わる実践的技術者の養成」
- ・経営情報学科「経済社会と情報技術の発展に対応し得る実践的知識と技術を有する経営のエンジニアの養成」

また、専攻科課程の目的は「高等専門学校における教育の基礎の上に、精深な程度において工業に関する高度な専門的知識及び技術を教授研究し、もって広く産業の発展に寄与する人材を育成すること」（本校学則第11章 目的 第47条）であり、3専攻の目的（学校要覧 専攻科）は下記のようなものである。

- ・生産システム工学専攻「先端工学技術の発展に対応し得る知識を持った独創的で解析力に優れた技術者の育成」
- ・物質工学専攻「物質変換、エネルギー変換技術、バイオテクノロジー及び環境保全の発展に対応し得る

高度な知識と技術を有する技術者の育成」

- ・経営情報工学専攻「経済社会と情報技術の発展に対応し得る高度な知識と技術を有する経営のエンジニアの育成」

（次ページへつづく）

2. 教育理念

本校は、次の教育理念をもとに人材育成を行う。

あらゆる社会活動を営む上で人間及び社会人としての倫理が全てに優先することを基本として、温かい人間性と豊かな国際性を備え、創造的目標に対して常に向上心をもって、果敢に粘り強く努力を傾注できる人材を育成すること。

3. 教育方針

教育理念を実現するための教育方針は次のようである。

- 1) 豊かな心と優れた感受性を持ち、学生として自主的な責任ある行動と規律正しい生活ができる人間に育てる。
- 2) 自らの専門分野の知識と幅広い知識を持ち、適切な手段を用いて課題解決に対応できる人間に育てる。
- 3) 実技教育を重視し、理論に裏打ちされた創造力と豊かな国際性を身につけた実践的な能力ある人間に育てる。
- 4) 「もの」を新たに創造するために必要な総合的能力を有する人間に育てる。

4. 養成すべき人材像

本校の教育課程は、次のような人材を養成する。

- 1) 社会人として生活していく上で必要な豊かな教養と倫理を備えた人材を養成する。
- 2) 専門科目を理解し、専門に関わる学問を発展させるための基礎となる学力を備えた人材を養成する。
- 3) 国内のみならず、国際社会において自分の考えを表現できるよう十分な語学力を備えた人材を養成する。
- 4) 専門に関わる確たる学力を備えた人材を養成する。
- 5) 課題探求能力を有し、設定した課題に向かって果敢に挑戦できる実践的人材を養成する。
- 6) 事象・現象を複眼的視野をもって総合的に捉え、目標とする「もの」を具体的にデザインし、創造できる人材を養成する。

Ⅱ 基準ごとの自己評価

基準 1 教育の内部質保証システム

評価の視点			
【重点評価項目】			
1－1 教育活動を中心とした学校の総合的な状況について、学校として定期的に学校教育法第109条第1項に規定される自己点検・評価を行い、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための教育研究活動の改善を継続的に行う仕組み（以下「内部質保証システム」という。）が整備され、機能していること。			
【重点評価項目】			
観点1－1－① 教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備され、点検・評価の基準・項目等が設定されているか。			
【留意点】			
○ 教育の活動を中心とした学校の教育研究活動の総合的な状況についての自己点検・評価の実施方針、実施体制、実施項目を分析するための観点であり、重点評価項目として位置付けている。（改善への取組については1－1－④で分析する。）			
○ 定期的に行うということは、7年以内ごとに実施する大学改革支援・学位授与機構（以下、「機構」という。）の機関別認証評価に対応した自己点検・評価以外に、計画的にモニタリング※や自己点検・評価を実施していることについて分析すること。			
※ 「モニタリング」として、教育プログラムの実施者がプログラムの現状について、定量的及び定性的なデータや情報を定期的かつ体系的に把握・追跡し、継続的に情報共有を行う作業をいう。			
○ 実施方針とは、趣旨、実施時期、実施方法、評価結果の外部検証等が定められている学校内の規定を想定している。			
○ 実施体制には、委員会や担当部署のほか、自己点検・評価における責任の所在を明記していること。なお、実施体制の「組織図」等があれば提示すること。			
○ 自己点検・評価の基準・項目には、機構の高等専門学校評価基準を活用することや、必要に応じて独自の評価の項目を設定している場合も想定される。			
○ 実施体制、評価の基準・項目等は、実施方針の中で一体的に策定している場合も想定される。			
関係法令（法）第109条（施）第166条（設）第2条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針を定めているか。 ■ 定めている	◇実施の方針が明示されている規程等		
	資料1-1-1-(1)-01「自己点検・評価の方針が明記された資料その1（学則抜粋）」	学則第1章の2、自己評価等 第1条の2に自己点検の実施を定めている。	
	資料1-1-1-(1)-02「自己点検・評価の方針が明記された資料その2（点検・評価に関する基本方針）」		
(2) (1)の方針において、自己点検・評価の実施体制（委員会等）を整備しているか。 ■ 整備している	◇実施体制等がわかる資料（組織構成図、関連規程等）		
	資料1-1-1-(2)-01「自己点検・評価の実施体制がわかる資料その1（本校組織図）」	自己点検評価及び改善の方策を機関評価室にて決定し、特に教育方法の改善に関しては、機関評価室に教育改善部会において議論を行う体制となっている。	
	資料1-1-1-(2)-02「自己点検・評価の実施体制がわかる資料その2（機関評価室規則）」	機関評価室は、各部署の担当者から構成されている。	
	資料1-1-1-(2)-03「自己点検・評価の実施体制がわかる資料（機関評価室教育改善部会設置要領）」	教育改善部会は、各学科の担当者から構成されている。	

(3) (1)の方針において、若しくは同方針に基づいて、自己点検・評価の基準・項目等を設定しているか。 ■ 設定している	◇自己点検・評価の基準・項目等がわかる資料（関連規程等）		
	資料1-1-1-(3)-01 「自己点検・評価の基準・項目等がわかる資料その1（第2期中期目標・中期計画に係わる自己点検・評価書）」	第2期中期計画では資料1-1-1-(1)-02に従い年度計画をもとに自己点検評価を実施したが、第3期中期計画では、平成25年度の機関別認証評価の審査を受け、年度計画に加えて「自己点検・評価のための具体的な指標」を設定し、年度末に点検・評価を実施している。	
	資料1-1-1-(3)-02 「自己点検・評価の基準・項目等がわかる資料その2（活動計画策定依頼）」		
	資料1-1-1-(3)-03 「自己点検・評価の基準・項目等がわかる資料その3（令和2年度活動計画）」		

【重点評価項目】			
観点 1－1－② 内部質保証システムに基づき、根拠となるデータや資料に基づいて自己点検・評価が定期的に行われ、その結果が公表されているか。			
【留意点】			
○ 根拠となるデータや資料等とは、教育の状況について自己点検・評価を行うに当たり必要な教育活動に関する基礎的な資料のことで、本評価書の右欄に明示された各種資料を想定している。自己点検・評価に活用できるように体系的に整理しているかを分析すること。より体系的に実施するため、データブック等の策定や、IR（インスティテューショナル・リサーチ）活動として実施している場合も考えられる。			
○ 定期的に行うということは、7年以内ごとに実施する大学改革支援・学位授与機構（以下、「機構」という。）の機関別認証評価に対応した自己点検・評価以外に、計画的にモニタリング※や自己点検・評価を実施していることについて分析すること。			
※ 「モニタリング」として、教育プログラムの実施者がプログラムの現状について、定量的及び定性的なデータや情報を定期的かつ体系的に把握・追跡し、継続的に情報共有を行う作業をいう。（1－1－①の留意点の再掲。）			
○ 設定した自己点検・評価の基準・項目に基づいて、点検（分析）・評価されていること。（1－1－①(3)と関連。）			
関係法令 （法）第109条 （施）第166条 （設）第2条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 根拠となるデータや資料等を定期的に収集・蓄積しているか。	◇収集・蓄積状況がわかる資料		
	資料1-1-2-(1)-01 「自己点検・評価のためのデータ蓄積に関する方針を示す資料その1（宇部工業高等専門学校法人文書管理規定）」	教育活動に関するデータや資料は、各種委員会組織や事務組織において、資料1-1-2-(1)に従い適切に収集・蓄積する体制を整備している。	
	資料1-1-2-(1)-02 「自己点検・評価のためのデータ蓄積に関する方針を示す資料その2（成績資料提出および点検マニュアル）」	特に、成績評価資料は、当校の点検マニュアル（資料1-1-2-(1)-02）に基づき、最新の2年分の成績資料を資料閲覧室（管理棟3階、電子キーによる施錠・入退室管理）に保存している。	
	資料1-1-2-(1)-03 「自己点検・評価のためのデータ蓄積に関する方針に関する資料（学生による授業アンケート実施のアナウンス）」	また、学生による授業アンケートはアンケート用紙に回答したものを授業担当教員が整理し、作成した授業アンケート兼授業改善計画書（電子ファイル）は機関評価室にて管理する体制となっている（資料1-1-2-(1)-03、資料1-1-2-(1)-04）。	
	資料1-1-2-(1)-04 「自己点検・評価のためのデータ蓄積に関する方針に関する資料（学生による授業アンケート実施科目一覧）」		
	資料1-1-2-(1)-05 「自己点検・評価のためのデータ蓄積に関する方針に関する資料（学修の自己点検フォーマット電気工学科3年の例）」	ただし、令和2年度はオンデマンド授業実施に伴い特例的に機関評価室にて実施している（資料1-1-2-(1)-05「自己点検・評価のためのデータ蓄積に関する方針に関する資料（学修の自己点検フォーマット電気工学科3年の例）」）ため、根拠資料には令和元年度のもの示している。	
	◇担当組織、責任体制がわかる資料		
	資料1-1-2-(1)-06 「根拠資料責任体制がわかる資料」	根拠となるデータや資料の担当部署及び蓄積（保管）場所は資料1-1-2-(1)-06のとおりである。	

(2) 自己点検・評価を定期的実施しているか。 ■ 実施している	◇自己点検・評価報告書等、実施状況がわかる資料（何年ごとに実施しているかがわかる資料も含む。）		
	資料1-1-2-(2)-01 「自己点検の実施状況がわかる資料その1（第1期中期計画点検表）」	これまでは、中期計画の期間ごとに実施してきた自己点検結果を本校HPに掲載している。	
	資料1-1-2-(2)-02 「自己点検の実施状況がわかる資料その2（第2期中期目標・中期計画に係わる自己点検・評価書）」		
	資料1-1-2-(2)-03 「自己点検の実施状況がわかる資料その3（第3期中期目標・中期計画に係わる自己点検・評価書）」	また、第3期については、活動計画に基づく独自の点検項目を設定し、点検を行っており、運営委員会において承認後、近日中にこれまで同様、本校HPに公開予定である。	
	資料1-1-2-(2)-04 「自己点検の実施状況がわかる資料その4（H30年度年度計画実績報告書・学内用・具体的成果指標が記載されたもの）」		
	◆何年ごとに実施しているかを明確にしつつ、現在の実施頻度が適切かどうか、データや資料を活用して行われているかについて、資料を基に記述する。		
	これまでは毎年度、年度計画及び実績をHPに公開するとともに、学内では平成26年度以降(平成25年度機関別認証評価受審以降)、自己点検のための具体的な指標を設定し、点検を行っている（資料1-1-2-(2)-04）。さらに、5年毎に中期計画に対する実績をまとめると同時に、各活動計画に対する実績をもとに自己点検・評価を行い、その結果を公開している。活動計画の各項目について、自己点検のための具体的な指標を設定することが定められているため（資料1-1-1-(3)-03）、実績においても数値等の具体的な成果を記載しており、自己点検・評価に際しては有効にデータが活用されていると判断する。 なお、自己点検の項目については基本的に中期計画及び年度計画に従っているため、今後、より学校の目的に沿った自己点検・評価の実施に向けた改善が必要と考えられる。		
(3) (2)の結果を公表しているか。 ■ 公表している	◇公表状況がわかる資料（ウェブサイトのアドレスの明示でも可。）		
		本校HP「宇部高専について」>「情報公開」より https://www.ube-k.ac.jp/about/disclosure-3/	

【重点評価項目】

観点 1－1－③ 学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果が自己点検・評価に反映されているか。

【留意点】

- 学校の構成員及び学外関係者の意見を聴取する方法、内容、実施状況等についての分析を含め、聴取した意見がどのような形で教育の状況に関する自己点検・評価に反映されているか分析すること。
- 特に学外関係者からの意見聴取は、準備等に時間がかかることが想定されるため、計画的な実施が望まれる。
- 「第三者評価」とは、評価対象機関とは独立した第三者組織によって選定された評価者・評価項目等によって行われる評価を指す。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 自己点検・評価の実施に際して、次の各者の意見を反映するようになっているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ 教員 ■ 職員 ■ 在学生 ■ 卒業（修了）時の学生 ■ 卒業（修了）から一定年数後の卒業（修了）生 ■ 保護者 ■ 就職・進学先関係者	◇各意見聴取の実施状況がわかる資料（実施方法、回数、意見内容の例、アンケート結果集計表等。）		
	資料1-1-3-(1)-01 「教員からの意見聴取の実施状況がわかる資料その1（授業改善アンケート兼授業改善計画書の例）」	【教員】 教育に関して、全教員が毎年授業改善アンケート報告書兼授業改善計画書」を提出するようになっている（資料1-1-3-(1)-01、資料1-1-3-(1)-02）。また、施設、設備、労働環境などについての意見聴取として、不定期ではあるが、校長との懇談会の実施（資料1-1-3-(1)-02）や意見箱の設置（資料1-1-3-(1)-03）を行っている。	
	資料1-1-3-(1)-02 「教員からの意見聴取の実施状況がわかる資料その2（授業改善アンケート兼授業改善計画書の提出状況）」		
	資料1-1-3-(1)-03 「教員からの意見聴取の実施状況がわかる資料その3（校長との懇談会メモ）」		
	資料1-1-3-(1)-04 「教員からの意見聴取の実施状況がわかる資料その4（意見箱）」		
		【職員】	
	資料1-1-3-(1)-05 「学生からの意見聴取の実施状況がわかる資料その1（学生用授業アンケート様式）」	【在学生】 最終回の講義時に授業アンケートを実施している（資料1-1-3-(1)-05、資料1-1-3-(1)-06、資料1-1-3-(1)-07）。原則として、単一の講義科目に関しては2年に1回授業アンケートを実施することになっている（資料1-1-2-(1)-04）。更に、5年毎に学習・教育の成果を把握・評価するためのアンケートを実施しており、最近ではH29年度に実施している（資料1-1-3-(1)-08）。。	
	資料1-1-3-(1)-06 「学生からの意見聴取の実施状況がわかる資料その2（学生用授業アンケート集計結果の例）」		
	資料1-1-3-(1)-07 「学生からの意見聴取の実施状況がわかる資料その3（学生用授業アンケート全体集計結果）」		
	資料1-1-3-(1)-08 「学生からの意見聴取の実施状況がわかる資料その4（学習・教育の成果を把握・評価するためのアンケート結果）」		
	資料1-1-2-(1)-04 「自己点検・評価のためのデータ蓄積に関する方針に関する資料（学生による授業アンケート実施科目一覧）」		再掲
	資料1-1-3-(1)-09 「卒業時の学生からの意見聴取の実施状況がわかる資料（卒業時アンケート報告書）」	【卒業（修了）時の学生】 卒業直前に全ての準学士課程及び専攻科課程の学生に対し、毎年アンケートを実施している（資料1-1-3-(1)-09）。	
	資料1-1-3-(1)-10 「卒業後の学生からの意見聴取の実施状況がわかる資料（H29年度アンケート報告書）」	【卒業（修了）から一定年数後の卒業（修了）生】 本校では、5年に1回、在校生、卒業生、就職先企業向けアンケートを実施している。最近では平成29年度に実施している（資料1-1-3-(1)-10）	
	資料1-1-3-(1)-11 「保護者からの意見聴取の実施状況がわかる資料（「令和元年度保護者会質問表）」	【保護者】 毎年、夏季休業期間に実施している保護者会、入学式後に開催される後援会総会および意見箱（メールによる投稿も可）により意見聴取を実施している（資料1-1-3-(1)-11）。	
	資料1-1-3-(1)-12 「卒業生就職企業からの意見聴取の実施状況がわかる資料（H29年度アンケート報告書）」	【就職・進学先関係者】 上記のように、定期的に卒業生就職企業に対するアンケートを実施している（資料1-1-3-(1)-13）。	
	◇自己点検・評価結果報告書等の該当箇所		
	資料1-1-3-(1)-13 「自己点検・評価報告書等の該当箇所（H29年度実績学内用）」		

(2) 自己点検・評価の実施において、聴取された意見の評価結果及び他の様々な評価の結果等を踏まえて行っているか。（該当する選択肢にチェック■する。） 【在学生の意見聴取】 ■ 学習環境に関する評価 ■ 学生による授業評価 ■ 学生による教育・学習の達成度に関する評価（進級時等、卒業（修了）前の評価） ■ 学生による満足度評価（進級時等、卒業（修了）前の評価） □ その他 【卒業（修了）時の意見聴取】 ■ 卒業（修了）時の学生による教育・学習の達成度に関する評価 ■ 卒業（修了）時の学生による満足度評価 □ その他 【卒業（修了）後の意見聴取】 ■ 卒業（修了）後の学生による学習成果の効果に関する評価 ■ 卒業（修了）後の就職・進学先等による学生の学習成果の効果に関する評価 □ その他 【外部評価】 ■ 外部有識者の検証 ■ 教育活動に関する第三者評価（機関別認証評価、JABEE等。） □ 設置計画履行状況調査 □ その他 ◆その他の項目をチェックした場合は、当該評価の内容を記述するとともに、上記◇と同様に該当箇所を明示すること。	◇各評価結果等を踏まえて自己点検・評価が行われていることを示す報告書等の該当箇所		
		【在校生】	
	資料1-1-3-(2)-01「評価結果を踏まえて自己点検・評価を行っていることがわかる資料その1（H29年度実績報告抜粋）」	H29年度に在校生（卒業生、就職先）へのアンケートを実施しているが、年度実績（自己点検）の報告（報告書の公表）をしている。	
	資料1-1-3-(2)-02「評価結果を踏まえて自己点検・評価を行っていることがわかる資料その2（在校生アンケート結果点検・評価）」	学習環境についてはおおむね満足との回答が得られている。	
	資料1-1-3-(2)-03「評価結果を踏まえて自己点検・評価を行っていることがわかる資料その2（在校生アンケート結果点検・評価）」	教育・学習の達成度、満足度は授業アンケートにより把握している。なお、在学生に対しては「満足度」を直接問うのではなく、資料に示すように授業に対する具体的な項目を質問している。ただし、評価結果が年度実績に反映されていない。	
	資料1-1-3-(2)-04「評価結果を踏まえて自己点検・評価を行っていることがわかる資料その4（第3期中期目標・中期計画に係わる自己点検・評価書抜粋）」	授業に関する授業アンケートの集計、点検・評価は実施しているが、評価結果が年度実績に反映されていない。	
		【卒業（終了）時】	
	資料1-1-3-(2)-05「評価結果を踏まえて自己点検・評価を行っていることがわかる資料その5（卒業時アンケート集計結果）」	達成度、満足度	
		【卒業（終了）後】	
	資料1-1-3-(2)-06「評価結果を踏まえて自己点検・評価を行っていることがわかる資料その6（卒業後アンケート結果点検・評価）」		
	資料1-1-3-(2)-07「評価結果を踏まえて自己点検・評価を行っていることがわかる資料その7（就職先企業アンケート結果点検・評価）」		
	資料1-1-3-(2)-08「外部評価結果を踏まえて自己点検・評価を行っていることがわかる資料その1（令和元年度運営諮問会議議事録）」	運営諮問会議により外部有識者からの評価を受けている	
	資料1-1-3-(2)-09「外部評価結果を踏まえて自己点検・評価を行っていることがわかる資料その2（第3期中期目標・中期計画に係わる自己点検・評価書抜粋）」	JABEE認定継続のため、教育の質向上を目的とした自己点検・評価及び改善を行っている。	

【重点評価項目】			
観点 1－1－④ 自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような組織としての体制が整備され、機能しているか。			
【留意点】			
○ 改善・向上のための組織体制には、委員会や担当部署のほか、改善・向上の取組のための責任の所在が明確になっていること。組織図等があれば提示すること。			
1－1－①－(2)と同じ組織体制を充てる場合であっても、自己点検・評価の実施と改善・向上の取組の両方の役割をそれぞれ明確に規程等で整理できているかを分析すること。			
○ 第三者評価等とは、機構が実施する機関別認証評価や、J A B E E（日本技術者教育認定機構）による J A B E E 認定プログラムの認定、機構が実施する特例適用専攻科の認定等のほか、第三者評価ではない、自己点検・評価の外部有識者による検証を含み、外部者が検証・評価した結果等の全てを想定しており、そこで指摘された改善事項等への対応を事例として想定している。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような体制が整備されているか。	◇実施体制がわかる資料（組織相互関連図、関連規程、議事要旨、活動記録等）		
	資料1-1-4-(1)-01 「教育の質改善の実施体制がわかる資料その1（機関評価室の組織図）」	自己点検の結果を教育の質改善・向上に結び付ける体制は機関評価室が責任を持つ体制となっており（資料1-1-4-(1)-01）、PDCAサイクル（資料1-1-4-(1)-02）に示すように自己点検・評価の実施と改善計画の立案を行うことになっている（資料1-1-4-(1)-03）。 特に、教育に関しては、令和2年度より機関評価室教育改善部会（資料1-1-4-(1)-04）が責任を持ち、公開授業の計画、成績資料の保存及び授業アンケートの実施、教員間ネットワークの点検等の業務を行う体制となっている。（機関評価室議事録、教育改善部会議事録、教員間ネットワーク会議議事録を追加）	
	資料1-1-4-(1)-02 「教育の質改善の実施体制がわかる資料その2（PDCAサイクル）」		
	資料1-1-4-(1)-03 「教育の質改善の実施体制がわかる資料その3（機関評価室規則）」		
	資料1-1-4-(1)-04 「教育の質改善の実施体制がわかる資料その4（教育改善部会の組織図）」		
	資料1-1-4-(1)-05 「教育の質改善の実施体制がわかる資料その5（機関評価室教育改善部会設置要領）」		
(2) 前回の機関別認証評価における評価結果について、「改善を要する点」として指摘された事項への対応をしているか。	◇対応状況がわかる資料		
	資料1-1-4-(2)-01 「認証評価の改善を要する点への対応（2013年12月10日運営委員会資料）」	平成25年度機関別認証評価において改善を要すると指摘された事項に対し、運営委員会において対応計画を策定し（資料1-1-4-(2)-01）、その結果、資料1-1-4-(2)-02に示すように、すべての改善を要する点について対応を実施している。	
	資料1-1-4-(2)-02 「平成25年度機関別認証評価結果に対する改善実績」		

(3)(2)以外で、実際に、自己点検・評価や第三者評価等の結果に基づいて改善に向けた取組を行っているか。 ■ 改善に向けた取組を行っている	◇自己点検・評価結果報告書や第三者評価等の該当箇所		
	資料1-1-4-(3)-01 「外部評価結果を踏まえて改善を行っていることがわかる資料（第3期中期目標・中期計画に係わる自己点検・評価書抜粋）」		
	◇評価結果を受けた改善の取組がわかる資料		
	資料1-1-4-(3)-02 「学生による学修の自己点検表フォーマット」		
	資料1-1-4-(3)-03 「成績資料点検表（本科、専攻科、記入例）」		
1－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

評価の視点			
1－2 準学士課程、専攻科課程それぞれについて、卒業（修了）の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）（以下「三つの方針」という。）が学校の目的を踏まえて定められていること。			
（準学士課程） 観点1－2－① 準学士課程の卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。 【留意点】 ○ ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成28年3月31日に決定されたガイドラインのことをいう。 ○ 「卒業の認定に関する方針」（ディプロマ・ポリシー）については、ガイドラインの3ページ上段の基本的な考え方や、同5ページ下半分の三つのポリシー相互の関係、同6ページのディプロマ・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。 ○ 教育する立場からみた教えるべき内容ではなく、教育を受ける側（＝学習者＝学生）の立場に立って「何を身に付け、何ができるようになったか」という学習の成果が明確にわかる、具体的な内容となっていることを分析すること。 ○ 学校教育法施行規則第172条の2第1項第1号の規定により学校の目的を、高等専門学校設置基準第3条の規定により学科ごとの目的を、それぞれ定めることが義務付けられており（本評価書のⅡ目的に記載するもの。）、それぞれの目的と卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、内容的に齟齬がないなど整合性を有していることを分析すること。 ○ 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体で一つのポリシーを定めることや、学科ごとに定めることが考えられるところであり、学校・学科の目的や教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）との整合性を踏まえて、学校ごとに策定単位を明確にすることが求められる。			
関係法令（法）第117条（施）第165条の2（設）第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を定めているか。（該当する選択肢にチェック■する。） □ 準学士課程全体として定めている ■ 学科ごとに定めている □ その他	◇策定した卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）		
	資料1-2-1-(1)-01「準学士課程ディプロマ・ポリシー」		
(2) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、「何ができるようになるか」に力点を置いたものであり、かつ準学士課程全体、各学科の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）と整合性を有しているか。 ■ 整合性を有している			
(3)卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の中で、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等の内容を明確に示しているか。 ■ 示している			
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		

観点1－2－② 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

【留意点】

○ ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成28年3月31日に決定されたガイドラインのことをいう。

○ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）については、ガイドラインの3ページ上段の基本的な考え方や、同5ページ下半分の三つのポリシー相互の関係、同6ページカリキュラム・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。

○ 特に、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は学校教育法施行規則第165条の2第2項において、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有して定めることが求められていることから、両ポリシーの内容が整合的であることを分析すること。

○ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体又は学科ごとに定めることが想定されるところであり、学校・学科の目的や卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を踏まえて、学校ごとに策定単位を明確にすることが求められる。（卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と策定単位が一致していることが原則であると想定されるが、各高等専門学校の判断で策定単位を一致させていないことも想定されることから、整合性を分析する際には、形式的に留まらず内容的整合性を分析することが求められる。）

○ （3）の選択肢のうち、「その他」以外のものについては、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に必ず含むものとして想定している。

関係法令（施）第165条の2（設）第15条、第16条、第17条（第7項）、第17条の2

「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を定めているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ☐ 準学士課程全体として定めている ☒ 学科ごとに定めている ☐ その他	◇策定した教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）		
	資料1-2-2-(1)-01「準学士課程カリキュラム・ポリシー」	カリキュラム・ポリシーには「どのような教育課程を編成するか」は記載されているが、「どのような教育内容・方法を実施するか」及び「学習成果をどのように評価するか」が記載されていない。これらについては、ガイドラインに沿って適切に策定する必要がある。	
(2) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を有しているか。 ☒ 整合性を有している	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		
(3)教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、どのような内容を含んでいるか。（該当する選択肢にチェック■する。） ☒ どのような教育課程を編成するかを示している ☐ どのような教育内容・方法を実施するかを示している ☐ 学習成果をどのように評価するかを示している ☐ その他			
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

観点1－2－③ 準学士課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

【留意点】

○ ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成28年3月31日に決定されたガイドラインのことをいう。

○ 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）については、ガイドラインの3ページ上段の基本的な考え方や、同5ページ下半分の三つのポリシー相互の関係、同6ページのアドミッション・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。

○ 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体で1つのポリシーを定めることが考えられるが、学科ごとに定めることも可能である。

○ 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」と「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」の両方を定めているかを分析すること。なお、受け入れる学生に求める学習成果として、「学力の3要素」に沿った成果の内容が明示されていることを分析すること。

○ 「学力の3要素」とは、1知識・技能、2思考力・判断力・表現力等の能力、3主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度のことである。

関係法令（法）第57条、第118条（施）第165条の2

「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1)ガイドライン等を踏まえ、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を定めているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ 準学士課程全体として定めている □ 学科ごとに定めている □ その他	◇策定した入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）		
	資料1-2-3-(1)-01「準学士課程アドミッション・ポリシー」	アドミッション・ポリシーに「学力の三要素」にかかる内容が含まれていない。これらについては、ガイドラインに沿って適切に策定する必要がある。	
(2)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）は、学校の目的や学科の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて策定しているか。 ■ 目的・方針等を踏まえて策定している			
(3)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」を明示しているか。 ■ 明示している			
(4)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」を明示しているか。 ■ 明示している			
(5)受け入れる学生に求める学習成果には「学力の3要素」に係る内容が含まれているか。 ■ 含まれている			
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		

(専攻科課程) 観点1－2－④ 専攻科課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。 【留意点】 ○ 観点1－2－①の留意点に準ずるものとする。			
関係法令 (法)第119条第2項 (施)第165条の2 (設) 第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を定めているか。（該当する選択肢にチェック■する。） □ 専攻科課程全体として定めている ■ 専攻ごとに定めている □ その他	◇策定した修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）がわかる資料		
	資料1-2-4-(1)-01 「修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を専攻ごとに定めていることがわかる資料」	各専攻のディプロマ・ポリシーを示している。	
(2) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、「何ができるようになるか」に力点を置き、専攻科課程全体、各専攻の目的（本評価書Ⅱに記載したもの）と整合性を有しているか。 ■ 整合性を有している	資料1-2-4-(2)-01 「修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が各専攻の目的と整合性を有していることがわかる資料」	各専攻の目的を示した上で、目的を達成するために「できるようになること」を7項目挙げている。	
(3) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の中で、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等の内容を明確に示しているか。 ■ 示している	資料1-2-4-(3)-01 「修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の中で、学生が修了時に身に付ける学力等の内容を明確に示していることがわかる資料」	「何ができるようになるか」に力点を置いて、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力、ならびに養成しようとする人材像等を7項目にまとめて示している。	
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		

観点1－2－⑤ 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

【留意点】

○ 観点1－2－②の留意点に準ずるものとする。

関係法令（施）第165条の2（設）第15条、第16条、第17条（第7項）、第17条の2「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を定めているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ 専攻科課程全体として定めている ☐ 専攻ごとに定めている ☐ その他	◇策定した教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）がわかる資料		
	資料1-2-5-(1)-01「教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を専攻科課程全体として定めていることがわかる資料」	専攻科課程全体としてカリキュラム・ポリシーを定めている。	
(2) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を有しているか。 ■ 整合性を有している			
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		
(3) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、どのような内容を含んでいるか。（該当する選択肢にチェック■する。） ☐ どのような教育課程を編成するかを示している ☐ どのような教育内容・方法を実施するかを示している ☐ 学習成果をどのように評価するかを示している ■ その他			
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
	カリキュラム・ポリシーに示した方針に沿って教育課程を編成している。また教育内容・方法や学習成果の評価方法はカリキュラム・ポリシーに沿って各科目のシラバスに詳述している。 カリキュラム・ポリシーには明示されていないため、あらためて各内容を明確に含むようにカリキュラム・ポリシーを検討する。		

観点1－2－⑥ 専攻科課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

【留意点】

○ 観点1－2－③の留意点に準ずるものとする。

関係法令（法）第119条第2項(施)第165条の2、第177条

「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を定めているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ☐ 専攻科課程全体として定めている ☒ 専攻ごとに定めている ☐ その他	◇策定した入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）		
	資料1-2-6-(1)-01 「入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を専攻ごとに定めていることがわかる資料」	専攻科課程全体としてアドミッション・ポリシーを定めた上で、専攻ごとに求める学生像を示している。	
(2) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）は、学校の目的や専攻科課程の目的（本評価書Ⅱに記載したもの）、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて策定しているか。 ☒ 目的・方針等を踏まえて策定している	資料1-2-6-(2)-01 「入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を学科の目的等を踏まえて策定していることがわかる資料」	ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーを踏まえて求める学生像を提示した上で、さらに学科の目的を反映した専攻ごとの学生像を提示している。	
(3)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」を明示しているか。 ☒ 明示している	資料1-2-6-(3)-01 「入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に入学者選抜の基本方針を明示していることがわかる資料」	入学者選抜方針を示している。	
(4)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」を明示しているか。 ☒ 明示している	資料1-2-6-(4)-01 「入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に求める学生像を明示していることがわかる資料」	求める学生像を示している。	
(5) 受け入れる学生に求める学習成果には「学力の3要素」に係る内容が含まれているか。 ☒ 含まれている	資料1-2-6-(5)-01 「受け入れる学生に求める学習成果には学力の3要素に係る内容が含まれていることがわかる資料」	学力の3要素に係る内容を含めて、求める学生像を示している。	
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		

1－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			
評価の視点			
1－3 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されていること。			
観点1－3－① 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されているか。			
【留意点】 ○ (2)の点検の実施については、改組転換といった教育組織の見直しや教育課程の充実（外国語科目の充実や、実務教育科目の充実等。）により、三つの方針の全体若しくはいずれかの見直しを行っていることについて、分析すること。			
関係法令 (法)第109条 (施)第166条 (設)第2条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、適宜点検する体制となっているか。 ■ なっている	◇点検を行う体制がわかる資料（関連規定等、三つの方針の内容を点検し、必要に応じて見直すことについて定めているもの。）		
	資料1-3-1-(1)-01 「3つの方針の点検・改定の体制がわかる資料その1（運営委員会規則）」	3つの方針に関する審議は運営委員会の審議内容に含まれている（資料1-1-3-(1)-01）。そのため、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに関しては教務委員会（資料1-1-3-(1)-02）及び専攻科委員会（資料1-1-3-(1)-03）で審議の上、運営委員会において審議・承認を行う体制となっている。また、アドミッション・ポリシーに関しては、教務委員会、専攻科委員会及び入試委員会（資料1-1-3-(1)-04）で審議の上、運営委員会で審議・承認を行う体制となっている。	
	資料1-3-1-(1)-02 「3つの方針の点検・改定の体制がわかる資料その2（教務委員会規則）」		
	資料1-3-1-(1)-03 「3つの方針の点検・改定の体制がわかる資料その3（専攻科委員会規則）」		
	資料1-3-1-(1)-04 「3つの方針の点検・改定の体制がわかる資料その4（入試委員会規則）」		

(2) 学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、適宜点検しているか。 ■ 点検して、改定している	◇点検の実情に関する資料（実績）		
	資料1-3-1-(2)-01 「3つの方針の点検・改定の実績がわかる資料その1（準学士過程）」	現在は各部署で適宜点検及び改善を行っているが、今後は基本方針に明記し、定期的な点検及び改善を行う予定である。最近の例として、準学士過程においては平成30年度に経営情報学科において改定が行われており、教務委員会（資料1-3-1-(2)-01、資料1-3-1-(2)-02）を経て運営委員会（資料1-3-1-(2)-03）において承認されている。また専攻科課程においては令和元年度に改定が行われており、専攻科委員会（資料1-3-1-(2)-04、資料1-3-1-(2)-05）を経て運営委員会（資料1-3-1-(2)-06）において承認されている。現状では定期的に点検するシステムとはなっていないため、今後はPDCAのサイクルに組み入れ、定期的に点検するシステムとする必要がある。	
	資料1-3-1-(2)-02 「3つの方針の点検・改定の実績がわかる資料その2（準学士過程）」		
	資料1-3-1-(2)-03 「3つの方針の点検・改定の実績がわかる資料その3（準学士過程）」		
	資料1-3-1-(2)-04 「3つの方針の点検・改定の実績がわかる資料その1（専攻科過程）」		
	資料1-3-1-(2)-05 「3つの方針の点検・改定の実績がわかる資料その2（専攻科過程）」		
	資料1-3-1-(2)-06 「3つの方針の点検・改定の実績がわかる資料その3（専攻科過程）」		

1－3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

該当なし

基準 1

優れた点

該当なし

改善を要する点

該当なし

--

基準 2 教育組織及び教員・教育支援者等

評価の視点			
2－1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なものであること。また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。			
観点 2－1－① 学科の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。			
【留意点】 ○ 準学士課程の目的と卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）において、全ての学科に関する記述が明確になっていることを分析すること。 ○ 学科ごとの目的が、高等専門学校設置基準の規定に適合しているかどうかとともに、本評価書Ⅱに記載した学校の目的に適合しているかについて分析すること。			
関係法令 (法)第116条 (設)第4条、第4条の2、第5条、第27条の3			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学科の構成が学校の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）及び卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性がとれているか。	◆学校の目的及び卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有した学科の構成となっていることについて、資料を基に記述する。		
	資料2-1-1-(1)-01「準学士課程ディプロマ・ポリシー」		
	資料2-1-1-(1)-02「資料2-1-1-(1)-02「準学士課程の目的及び学科の目的がわかる資料（学則抜粋）」」		
	資料2-1-1-(1)-03「準学士課程ディプロマ・ポリシーと整合した学科構成となっていることがわかる資料（R2年度求人数・学校案内抜粋）」		
	本校は、「教育基本法にのっとり、学校教育法に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること」（本校学則第1章 目的 第1条）を目的とし、我が国の工業発展を支える実践的エンジニアを育成するため、機械工学科、電気工学科、制御情報工学科、物質工学科、経営情報学科の5学科構成となっている。学科毎に卒業の認定に関する方針を定めている（資料2-1-1-(1)-01）。この学科構成は産業界のニーズに適合しており、令和2年度の求人数は3,419件となっている。		

観点 2－1－② 専攻の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。

【留意点】

- 専攻科課程の目的と修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）において、全ての専攻に関係する記述が明確になっていることを分析すること。
- 専攻ごとの目的が、学校教育法の規定に適合しているかどうかについて分析すること。

関係法令 （法）第119条第2項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 専攻の構成が学校の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）及び修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性がとれているか。 ■ 整合性がとれている	◇本評価書Ⅱに記載したもの以外に専攻科規程等があれば、それがわかる資料		
	資料2-1-2-(1)-01 「専攻科課程ディプロマ・ポリシー」		
	資料2-1-2-(1)-02 「専攻科の目的がわかる資料（学則抜粋）」		
	資料2-1-2-(1)-03 「各専攻の目的がわかる資料（本校HP）」		
	◆学校の目的及び修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有した専攻の構成となっていることについて、資料を基に記述する。		
	本校専攻科は、「深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること」を目的とする5年間の高等専門学校における教育の基礎の上に、「精深な程度において工業に関する高度な専門知識及び技術を教授研究し、もって広く産業の発展に寄与する人材を育成すること」を目的として設置されている。そのため、生産システム工学専攻、物質工学専攻、経営情報工学専攻の3専攻を設置し、準学士課程より更に高度な専門知識および分野横断的な知識を修得できる専攻の構成となっている。		

観点 2－1－③ 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議するなどの必要な活動が行われているか。

【留意点】なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇教育活動を有効に展開するため必要と考えられる教務・学生支援・入試等の委員会の組織体制がわかる資料（当該事項を審議するための組織の構成図、運営規程等）		
	資料2-1-3-(1)-01 「教育活動を展開するための体制がわかる資料その1（組織図）」	教育課程全体の重要事項を審議する体制として組織・運営検討委員会および運営委員会を、具体的な準学士課程、専攻科課程の教育活動を審議する体制として、それぞれ教務委員会、専攻科委員会を設置している。 全体の組織図及び各委員会の構成は資料2-1-(3)-01のようになっており、各委員会はそれぞれ以下のような規則に基づいている。	
	資料2-1-3-(1)-02 「教育活動を展開するための体制がわかる資料その2（運営委員会規則）」		
	資料2-1-3-(1)-03 「教育活動を展開するための体制がわかる資料その3（組織・運営検討委員会規則）」		
	資料2-1-3-(1)-04 「教育活動を展開するための体制がわかる資料その4（教務委員会規則）」		
	資料2-1-3-(1)-05 「教育活動を展開するための体制がわかる資料その5（入学試験委員会規則）」		
	資料2-1-3-(1)-06 「教育活動を展開するための体制がわかる資料その6（専攻科委員会規程）」		
	資料2-1-3-(1)-07 「教育活動を展開するための体制がわかる資料その7（学生委員会規則）」		
(2) (1)の体制の下、必要な活動を行っているか。 ■ 行っている	◇活動が行われている実績がわかる資料（当該事項の審議内容を記した会議の議事要旨等）		
	資料2-1-3-(2)-01 「委員会等の活動状況を示す資料その1（令和元年度運営管理に関する会議一覧）」		
	資料2-1-3-(2)-02 「委員会等の活動状況を示す資料その2（組織検討・運営委員会議事次第）」		
	資料2-1-3-(2)-03 「委員会等の活動状況を示す資料その3（運営委員会議事要旨）」		
	資料2-1-3-(2)-04 「委員会等の活動状況を示す資料その4（教務委員会議事要旨）」		
	資料2-1-3-(2)-05 「委員会等の活動状況を示す資料その5（専攻科委員会議事要旨）」		

2－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			
評価の視点			
2－2 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。			
観点2－2－① 学校の目的を達成するために、準学士課程に必要な一般科目担当教員及び各学科の専門科目担当教員が適切に配置されているか。			
【留意点】 ○ 本評価書Ⅱに記載した学校の目的に沿って編成された教育課程を展開するために、必要な教員が配置されていることを分析すること。 （例１）目的に「国際的コミュニケーション能力を育成する」を掲げている場合、英語担当教員の配置の充実や、ネイティブスピーカーの配置の充実等。 （例２）目的に「実践的技術者を育成する」を掲げている場合、技術資格を有する者や実務経験を有する者を効果的に配置するなど。 ○ （1)(2)に関し、専任教員数には助教の数も含めることができる（助手は除く。）。 ○ （4)(5)については、非常勤講師についても分析すること。			
関係法令 （法）第120条 （設）第6条、第7条、第8条、第9条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 一般科目担当の専任教員を法令に従い、確保しているか。 ■ 確保している	◇【別紙様式】高等専門学校現況表		
(2) 専門科目担当の専任教員を法令に従い、確保しているか。 ■ 確保している			
(3) 専門科目を担当する専任の教授及び准教授の数を法令に従い、確保しているか。 ■ 確保している			
(4) 適切な専門分野の教員が授業科目を担当しているか。 ■ 担当が適切である	◇【別紙様式】担当教員一覧表等		

(5) 適切な教員配置について専門分野以外に配慮していることがあるか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ 博士の学位 ■ ネイティブスピーカー（担当する言語を母国語とする） ■ 技術資格 ■ 実務経験（教育機関以外の民間企業等における勤務経験者等） ■ 海外経験 □ その他	◆配慮事項として掲げる博士の学位、ネイティブスピーカー、技術資格、実務経験、海外経験、その他の具体的な内容について、資料を基に記述する。		
	専任教員のうち、博士の学位取得者を一般科に11人、専門学科に47人配置しているほか、技術士資格取得者1人、企業経験者26人、海外経験者6人など、多様な経験を持つ教員による教員組織を編成している。また、非常勤講師として英語のネイティブスピーカーを採用している（外国人教員）。	【別紙様式】担当教員一覧表	
	◆その他の項目をチェックした場合は、具体的な配慮事項を記述する。		

観点 2－2－② 学校の目的を達成するために、専攻科課程に必要な各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されているか。

- 【留意点】
- 本評価書Ⅱに記載した目的や修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づいて編成された教育課程を展開するために必要な教員が配置されていることを分析すること。

（例）目的に「応用開発型技術者を育成する」を掲げている場合、博士取得者、技術資格を有する者や実務経験を有する者を効果的に配置するなど。

○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、特例適用専攻科について記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。

関係法令 （法）第119条第2項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

（根拠理由欄）

学位授与機構の特例認定を3専攻全て受けていることから、専攻課程に必要な各分野の研究能力を有する専攻担当教員が適切に配置されていると判断できる。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 専攻科の授業科目担当教員を適切に確保しているか。	◇【別紙様式】担当教員一覧表等		
(2) 適切な専門分野の教員が授業科目を担当しているか。			
	◆左記について、資料を基に記述する		
(3) 適切な研究実績・研究能力を有する教員が研究指導を担当しているか。	◇適切な研究実績・研究能力を有する教員が研究指導を担当していることがわかる資料		

観点 2－2－③ 学校の目的に応じた教育研究活動の活性化を図るため、教員の年齢構成等への配慮等適切な措置が講じられているか。			
【留意点】なし。			
関係法令 （設）第6条第6項			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教員の配置について、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮しているか。	◇教員の年齢構成がわかる資料（観点 4－3－①の、教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する根拠資料を流用してもよい。）		
	資料2-2-3-(1)-01 「宇部工業高等専門学校教員の年齢分布及び女性教員の割合がわかる資料」		
	◆配慮の取組について、資料を基に記述する。		
(2) (1)以外に配慮している措置はあるか。（該当する選択肢にチェック■する。）	教員の採用は原則公募で行い、採用時には年齢、学位、教育、研究、実務、海外経験を書面および面接により審査しており、年齢層はバランスの取れた人員構成となっている。		
	◇左記でチェックした項目について、実施状況がわかる資料		
	資料2-2-3-(2)-01 「教員の配置について適切な配慮をしていることがわかる資料（宇部工業高等専門学校教員選考規則）」	教員選考規則（資料2-2-3-(2)-01）により、年齢構成を配慮した上で、学位あるいは技術士の資格、高等教育機関における経歴、研究あるいは技術に関する業績等を考慮し、選考することが定めている。 さらに、上記の観点に加え、男女共同参画推進の観点から女性教員の積極的な採用に取り組んでいる（資料2-2-3-(2)-02）。	
	資料2-2-3-(2)-02 「教員の配置について適切な配慮をしていることがわかる資料（宇部高専教員公募（経営）」		
	◆その他の項目をチェックした場合は、具体的な配慮事項を記述する。		

(3) 在職する教員に対して教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るために行っている措置等はあるか。（該当する選択肢にチェック■する。） ☐ 学位取得に関する支援 ☐ 任期制の導入 ☒ 公募制の導入 ☒ 教員表彰制度の導入 ☐ 企業研修への参加支援 ☒ 校長裁量経費等の予算配分 ☐ ゆとりの時間確保策の導入 ☐ サバティカル制度の導入 ☒ 他の教育機関との人事交流 ☐ その他	◇左記でチェックした項目について、実施状況がわかる資料		
	資料2-2-3-(3)-01 「教育研究水準の維持・向上のための取り組みをしていることがわかる資料その1（宇部工業高等専門学校教員選考規則）」	教員の採用は原則として公募により行っている（資料2-2-3-(3)-01、資料2-2-3-(3)-02）。	
	資料2-2-3-(3)-02 「教育研究水準の維持・向上のための取り組みをしていることがわかる資料その2（宇部高専教員公募（経営）」		
	資料2-2-3-(3)-03 「教育研究水準の維持・向上のための取り組みをしていることがわかる資料その3（教員表彰規則）」	また、教員の表彰制度（資料2-2-(3)-3-03）により、教育、研究、学生指導及び地域貢献のいずれかにおいて顕著な活動が認められた教員を毎年2名程度表彰している。	
	資料2-2-3-(3)-04 「教育研究水準の維持・向上のための取り組みをしていることがわかる資料その4（校長裁量経費から教育・研究プロジェクトへの配分実績）」	さらに、教員の教育及び研究活動の活性化を図るため、教員が提案したプロジェクトに対し校長裁量経費より予算を配分している（資料2-2-3-(3)-04）。	
	資料2-2-3-(3)-05 「教育研究水準の維持・向上のための取り組みをしていることがわかる資料その5（他高専との人事交流）」		
	◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
2－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

評価の視点			
2－3 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われていること。また、教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準や規定が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。			
観点2－3－① 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われており、その結果が活用されているか。			
【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 全教員（非常勤教員を除く。）に対して校長又はその委任を受けた者による教育上の能力や活動実績に関する評価を定期的に行い、その結果を基に給与・研究費配分への反映や教員組織の見直し等の適切な取組を行う体制を整備しているか。	◇教員評価に係る規程等がわかる資料		
	資料2-3-1-(1)-01 「教員評価に関する資料1（教員の教育業績等評価）」	資料2-3-1-(1)-01のとおり、①本人による自己評価、②学生による評価、③教員による相互評価により、教員の業績等を評価することとしている。	
	資料2-2-3-(3)-03 「教育研究水準の維持・向上のための取り組みをしていることがわかる資料その3（教員表彰規則）」	また、顕著な功績があったと認められる教員を表彰する制度（資料2-2-(3)-3-03再掲）も設けている。	再掲
	◇給与や研究費配分に活用することとしているか、教員組織の見直し等に活用することとしているかがわかる資料		
	資料2-3-1-(2)-01 「教員評価の実施を示す資料（教員評価結果）」		
	資料2-3-1-(3)-01 「教員評価の活用を示す資料1（教員勤勉手当評価）」		
(2) (1)の体制の下、教員評価を実施しているか。	資料2-3-1-(3)-02 「教員評価の活用を示す資料2（教員表彰）」		
(3) 把握した評価結果を基に、行っている取組はあるか。（該当する選択肢にチェック■する。）			
	◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
	◆評価結果を具体的にどのように活用しているのか、資料を基に記述する。		
	資料2-3-1-(2)-01の教員評価結果に基づき、12月度の勤勉手当に反映させている（資料2-3-1-(3)-01）。また、教員表彰規則（資料2-2-3-(3)-03）に基づき、年間2名の教員の表彰を実施している（資料2-3-1-(3)-02）。これらにより教員の教育・研究活動の一層の活性化を図っている。		

(4) 非常勤教員に対し教員評価を実施しているか。 ■ 実施していない	◇教員評価に係る規程等を定めた資料		
	◇実施していることがわかる資料		
		非常勤教員の評価としては実施していないものの、授業アンケートの結果は、次年度以降の採用に反映させている。	

観点2－3－② 教員の採用や昇格等に関する基準や規定が明確に定められ、適切に運用されているか。

【留意点】

○ (3)の◆の自己評価において、採用や昇格等に関する規程が高等専門学校設置基準に適合することについて、採用や昇格に関して教育上の能力を考慮していることについても言及すること。

関係法令 (設)第11～14条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教員（非常勤教員を除く。）の採用・昇格等に関する基準を法令に従い定めているか。 ■ 定めている	◇定めている規程がわかる資料（採用・昇格に関する体制、方法、教員の資格、能力や業績に関する基準等が明記されているもの。）		
	資料2-3-2-(1)-01 「採用等の体制に関する規程（人事委員会規則）」		
	資料2-3-2-(1)-02 「選考に関する規則（教員選考規則）」		
	資料2-3-2-(1)-03 「昇任に関する基準（昇任人事選考基準）」		
(2) (1)で定められている基準等では、教育上の能力等を確認する仕組みとなっているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ 模擬授業の実施 ■ 教育歴の確認 ■ 実務経験の確認 □ 海外経験の確認 □ 国際的な活動実績の確認 □ その他	◇実施・確認していることがわかる資料		
	資料2-3-2-(2)-01 「模擬授業の実施を示す資料（採用面接における模擬授業について）」		
	資料2-3-2-(2)-02 「教育歴の確認を示す資料（教員公募例）」		
	資料2-3-2-(2)-03 「実務経験の確認を示す資料（教員公募履歴書様式）」		
	◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

(3) (1)の基準等に基づき、実際の採用・昇格等を行っているか。 ■ 行っている	◆左記について、採用・昇格の実績を踏まえ、資料を基に記述する。		
	資料2-3-2-(3)-01「基準に基づく採用の実施を示す資料1（人事委員会議事要旨）」		
	資料2-3-2-(3)-02「基準に基づく採用の実施を示す資料2（採用試験採点結果一覧）」		
	資料2-3-2-(3)-03「基準に基づく昇任の実施を示す資料（昇任申請調書）」		
(4) 非常勤教員の採用基準等を定めているか。 ■ 定めている	教員の採用は公募とし、年齢、学位、教育歴、研究実績、実務経験等の書類審査および面接・模擬授業により判断している。また、昇任に関しては、昇任人事選考基準に従い昇任申請調書により判断している。		
	◇非常勤教員の採用基準等の規程がわかる資料		
	資料2-3-2-(4)-01「非常勤講師の採用に関する規程（非常勤講師に関する申し合わせ）」		
2－3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

評価の視点			
2－4 教員の教育能力の向上を図る取組が適切に行われていること。また、教育活動を展開するために必要な教育支援者等が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。			
観点2－4－① 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）が、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善が図られているか。			
【留意点】なし。			
関係法令 （設）第17条の4			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として、授業の内容及び方法の改善を図るためにファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）を実施する体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇関係する委員会等の組織関係図、役割と責任が把握できる資料、関連規程		
	◇実施体制・実施方針・内容・方法がわかる資料		
	資料2-4-1-(1)-01 「FDが定期的に開催されていることがわかる資料その1（運営委員会資料）」	明確なFD実施の方針が示された規定は定められていないが、教員の能力向上のため、毎年1回以上の授業方法改善のためのFDを開催している。基本的には総合企画部の長である副校長が年間のFD計画を策定し、教務部にて実施されるFDでは授業の方法等、学生の教育に関するFDを実施している。	
(2) 定期的にFDを実施しているか。 ■ 実施している	◇実施状況（参加状況等。）がわかる資料		
	資料2-4-1-(2)-01 「FDの実施状況がわかる資料その1（R1年度FD・卒業時の質保証）」	参加者数49名（うち職員3名）	
	資料2-4-1-(2)-02 「FDの実施状況がわかる資料その2（H30年度FD・アクティブラーニング）」	参加者数64名（うち職員8名）	
	◇FDに関する報告書等の該当箇所等		
	資料2-4-1-(2)-03 「FDの実施状況がわかる資料その1（第3期中期計画にかかる自己点検・評価書抜粋）」	毎年、教育に関する学内FDを実施している。	

(3) (2)のFDを実施した結果が、改善に結びついているか。 ■ 結びついている	◆FDの結果、改善に結びついた事例で組織として把握している取組について、資料を基に記述する。		
	資料2-4-1-(3)-01「FDの実施により改善されたことがわかる資料その1（アクティブラーニングの実践例・H31年度プロジェクト学習テーマ一覧）」		
	資料2-4-1-(3)-02「FDの実施により改善されたことがわかる資料その2（アクティブラーニングの実践例・1年次化学D）」		
	H30年度1月にアクティブラーニングに関するFD（資料2-4-1-(2)）を実施しているが、R1年度より実施が始まったプロジェクト学習Ⅰの多くのテーマに活かされている（資料2-4-1-(3)-01）。なお、これ以外にも資料2-1-4-(3)-02のようなアクティブラーニングの取組みが散見されるが、学校として全体を把握できていないため、FD後には追跡調査を行い、FDの効果等を学校として把握する取り組みが必要と考える。		

観点2－4－② 学校における教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者等が適切に配置されているか。

【留意点】

○ 助手を配置している場合には、組織、人数、支援内容等の配置状況がわかる資料を提示すること。

関係法令（法）第37条第14項、第60条第6項、第120条第1項第1号、2号、7号（設）第7条、第10条、第25条第2項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育支援者等（事務職員、技術職員、図書館職員、助手等。）を法令に従い適切に配置しているか。	◇【別紙様式】高等専門学校現況表、教育支援者に関する事務組織図、役割分担がわかる資料		
	資料2-4-2-(1)-01「教育支援者に関する事務組織に関する資料1（学則）」		
	資料2-4-2-(1)-02「教育支援者に関する事務組織に関する資料2（学校要覧p10機構図）」		
	資料2-4-2-(1)-03「教育支援者に関する事務組織に関する資料3（事務組織及び事務分掌規程）」		
(2) 図書館に司書等の専門的職員を法令に従い適切に配置しているか。	資料2-4-2-(2)-01「司書の配置を示す資料（司書資格証明書）」		

観点2-4-③ 教育支援者等に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【留意点】

○ スタッフ・ディベロップメント（管理運営等の研修）への取組は観点4-2-⑤で分析するため、ここでは、FDに関連した教育の質の向上や授業の改善に関する教育支援者に対する取組を分析すること。FDへの取組の中で教員と教育支援者双方を対象とするものも想定される。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育支援者等（事務職員、技術職員、図書館職員、助手等。）に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組を適切に行っているか。	◇研修等の実施状況（参加状況等。）の取組がわかる資料		
	資料2-4-3-(1)-01 「教育支援者の研修等の実施状況を示す資料（SD・研修等実施状況）」		

2-4 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

該当なし

基準2

優れた点

該当なし

改善を要する点

該当なし

基準 3 学習環境及び学生支援等

評価の視点			
3－1 学校において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されていること。また、ＩＣＴ環境が適切に整備されるとともに、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。			
観点 3－1－① 学校において編成された教育研究組織の運営及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されているか。			
【留意点】			
○ (4)の専用の施設とは、高等専門学校設置基準第23条に規定する施設のことである。			
関係法令 (設)第22条、第23条、第24条、第26条、第27条、第27条の2、(施)第172条の2			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 校地面積を法令に従い適切に確保しているか。 ■ 確保している	◇【別紙様式】高等専門学校現況表		
	資料3-1-1-(1)-01 「校地面積を示す資料（学校要覧p45）」	資料3-1-1-(1)-01に示す「校舎敷地」「寄宿舍敷地 他」の合計は、「高等専門学校現況表」の「校舎面積計」と一致している。	
(2) 校舎面積を法令に従い適切に確保しているか。 ■ 確保している	◇【別紙様式】高等専門学校現況表		
	資料3-1-1-(2)-01 「校舎面積を示す資料（施設実態報告書抜粋）」	資料3-1-1-(2)-01に示す建物延べ面積（当年度）は、「高等専門学校現況表」の「校舎面積計」と「道松橋原 その他の建物」の合計と一致している。	
(3) 運動場を設けているか。 ■ 校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けている	◇設置状況がわかる資料		
	資料3-1-1-(3)-01 「運動場の設置を示す資料（学校要覧p44）」	資料3-1-1-(3)-01のキャンパスマップに示すとおり、運動場等を設けている。	
	◆その他の適当な位置に設けているをチェックした場合は、その設置場所を具体的に記述する。		
(4) 高等専門学校の校舎に専用の施設を法令に従い適切に備えているか。 ■ 備えている	◇設置状況がわかる資料		
	資料3-1-1-(4)-01 「専用施設の設置状況を示す資料（学内平面図）」	資料3-1-1-(4)-01に示すとおり、校長室、教員室、会議室、事務室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等）、研究室、図書館、保健室、学生控室、情報演習室、視聴覚教室、体育館、課外活動施設等を備えている。	

(5) 学科の種類に応じ、附属施設を法令に従い適切に整備しているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ 実験・実習工場 □ 練習船 ■ その他	◇設置状況がわかる資料		
	資料3-1-1-(5)-01 「実習工場の整備を示す資料（学校要覧p28）」		
	◆その他の項目をチェックした場合は、その施設を具体的に記述する。		
	情報処理センター、地域共同テクノセンター	資料3-1-1-(5)-02及び資料3-1-1-(5)-03に示すとおり、情報処理センター、地域共同センターを整備している。	
	資料3-1-1-(5)-02 「情報処理センターの整備を示す資料（学校要覧p30）」		
	資料3-1-1-(5)-03 「地域共同テクノセンターの整備を示す資料（学校要覧p31）」		
(6) 自主的学習スペースを設けているか。 ■ 設けている	◇設置状況がわかる資料		
	資料3-1-1-(6)-01 「自主的学習スペースの設置を示す資料（学内平面図抜粋）」		
(7) 教育研究環境の充実を図るため、(3)～(6)以外の施設・設備を設けているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ 厚生施設 ■ コミュニケーションスペース □ その他	◇設置状況がわかる資料		
	資料3-1-1-(7)-01 「厚生施設及びコミュニケーションスペースの設置を示す資料（学内平面図抜粋）」		
	◆その他の項目をチェックした場合は、その施設を具体的に記述する。		
(8) 施設・設備の安全衛生管理体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇安全衛生管理体制がわかる資料		
	資料3-1-1-(8)-01 「安全衛生管理体制を示す資料（安全衛委員会規則）」	資料3-1-1-(8)-01に示す規則に基づき、委員会を組織し、安全衛生管理体制を整備している。	
	◇設備使用に関する規定、設備利用の手引き等		
	資料3-1-1-(8)-02 「設備利用の手引き（実験実習安全必携）」		
	資料3-1-1-(8)-03 「実習工場利用の安全心得」		

(9) (8)の体制が有効に機能しているか。 ■ 機能している	◆安全(指導)管理に係る講習会等が行われている事例に関する資料を基に記述する。		
	資料3-1-1-(9)-01「安全衛生に関する講習会等の実施例（新任教職員オリエンテーション資料）」		
	資料3-1-1-(9)-02「安全指導の実施例（1M安全講習配布資料）」	資料3-1-1-(8)-03を使用して、実習工場を利用する学生に安全指導を行っている。	
	教職員に関しては着任時に資料に基づき、安全教育を行っている。また、学生に対しては機械工場にて実習を行う機械工学科では安全講習を行うなど、学科毎に安全に対する講習を実施している。		
(10) 施設・設備のバリアフリー化への配慮を行っているか。 ■ 行っている	◇施設・設備の整備状況・整備計画等のバリアフリー化への取組を示す資料		
	資料3-1-1-(10)-01「バリアフリー化への取組を示す資料（キャンパスマスタープラン抜粋）」		
	資料3-1-1-(10)-02「バリアフリー整備状況を示す資料（改修実績）」		
(11) 整備された教育・生活環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制に関する規程等の資料		
	資料3-1-1-(11)-01「設備の満足度把握及び改善を行う体制がわかる資料その1（機関評価室教育改善部会設置要領）」	機関評価室教育改善部会規則より、同部会では教育に関するアンケートを実施することが明記されている。	
	資料3-1-1-(11)-02「設備の満足度把握及び改善を行う体制がわかる資料その2（施設整備委員会規則）」	アンケートの分析結果により、教育施設・設備の満足度が低いものに関しては、施設設備委員会において審議され改善が行われる体制となっている。	
(12) (11)の体制において、教育・生活環境の利用状況や満足度等を把握し、改善等を実際に行っているか。 ■ 行っている	◇教育・生活環境の利用状況や満足度等が把握できる資料		
	資料3-1-1-(12)-01「設備の満足度を把握していることがわかる資料（在校生アンケート）」	機関評価室改善部会が5年毎に実施（最近ではH29年）するアンケートでは、「教室・演習室・実験室」、「図書館・情報処理センター」、「談話室・食堂」及び「学生寮」について利用しやすさを調査しているが、おおむね6割～7割が「利用しやすい」または「まあまあ利用しやすい」と回答している。	
	◆左記について、改善を行った事例があれば、その事例の内容がわかる資料を基に記述する。		

観点3－1－② 教育内容、方法や学生のニーズに対応したＩＣＴ環境が十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されているか。			
【留意点】 ○ この観点のＩＣＴ環境とは、無線・有線ＬＡＮやパソコン等の活用環境等のネットワークシステムの整備状況（利用可能なエリアの状況も含む。）の概要を想定しており、ネットワークシステムの具体的な方式等については資料として求めている。 ○ この観点では、ハードウェアの側面から捉えたＩＣＴ環境について分析するものとし、ソフトウェアの側面から構築された成績確認や学習相談等に関するシステムの整備については、観点3－2－②で分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育内容、方法や学生のニーズに対応したＩＣＴ環境を適切に整備しているか。 ■ 整備している	◇ＩＣＴ環境の整備状況がわかる資料（学校内ネットワーク環境の整備状況、授業内外で学生が利用可能なパソコンの台数、情報処理センターの組織規程等。）		
	資料3-1-2-(1)-01 「ネットワーク環境の整備状況を示す資料（ネットワーク物理構成図）」		
	資料3-1-1-(5)-02 「情報処理センターの整備を示す資料（学校要覧p30）」		再掲
	資料3-1-2-(1)-02 「情報処理センターの組織規程 1（情報処理センター規則）」		
	資料3-1-2-(1)-03 「情報処理センターの組織規程 2（情報処理センター委員会規則）」		
	資料3-1-2-(1)-04 「情報処理センターの利用に関する資料（情報処理センター利用心得）」		
	資料3-1-2-(1)-05 「情報処理センターの利用に関する資料 2（アカウント発行に関する心得）」		

(2) I C T 環境のセキュリティ管理体制を適切に整備しているか。 ■ 整備している	◇セキュリティ管理に関する規程等、セキュリティポリシー、セキュリティシステムの概要、I C T 環境の管理体制及び業務内容、講習会等がわかる資料		
	資料3-1-2-(2)-01 「情報セキュリティポリシーに関する資料1（高専機構情報セキュリティポリシー基本方針）」	資料3-1-2-(2)-01~02に基づき、資料3-1-2-(2)-03~06のとおり情報セキュリティに関する規程等を定めている。 また、資料3-1-2-(2)-07~08のとおり、情報セキュリティに関する委員会を設置している。	
	資料3-1-2-(2)-02 「情報セキュリティポリシーに関する資料2（高専機構情報セキュリティポリシー対策規則）」		
	資料3-1-2-(2)-03 「情報セキュリティ管理に関する規程1（情報セキュリティ管理規程）」		
	資料3-1-2-(2)-04 「情報セキュリティ管理に関する規程2（情報セキュリティ推進規程）」		
	資料3-1-2-(2)-05 「情報セキュリティ管理に関する規程3（情報セキュリティ教職員規程）」		
	資料3-1-2-(2)-06 「情報セキュリティ管理に関する規程4（情報セキュリティ利用者規程）」		
	資料3-1-2-(2)-07 「情報セキュリティ管理に関する規程5（情報セキュリティ管理委員会規則）」		
	資料3-1-2-(2)-08 「情報セキュリティ管理に関する規程6（情報セキュリティ推進委員会規則）」		
	資料3-1-2-(2)-09 「ICTの利用に関する講習会資料（教育用電子計算機システムの使い方について）」	学生に対して、情報処理センターを利用する際の注意事項をはじめ、情報セキュリティに関するオリエンテーションを行っている。	
	資料3-1-2-(2)-10 「ICT活用に関する講習会資料（学術情報室FD資料）」	教職員に対して、情報セキュリティやICTの活用に関するFDを行っている。	
(3) I C T 環境は有効に活用されているか。 ■ 活用されている	◇I C T 環境の利用状況がわかる資料		
	資料3-1-2-(3)-01 「ICT環境の利用状況を示す資料1（Black Board及びWeb Class コース一覧）」		
	資料3-1-2-(3)-02 「ICT環境の利用状況を示す資料2（情報処理演習室時間割）」		
	資料3-1-2-(3)-03 「ICT環境の利用状況を示す資料3（情報処理演習室時間外利用者数）」		

(4) (3)について学生や教職員のＩＣＴ環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制に関する規定等の資料		
	資料3-1-2-(1)-02 「情報処理センターの組織規程 1（情報処理センター規則）」	第3条にあるとおり、情報処理センターがICT環境の管理・運営に関する事項を所掌している。	再掲
	資料3-1-2-(1)-03 「情報処理センターの組織規程 2（情報処理センター委員会規則）」	第2条にあるとおり、情報処理センター委員会がICT環境の管理運営、利用計画に関する事項を審議する体制となっている。	再掲
(5) (4)の体制が機能しているか。 ■ 機能している	◆左記について、改善を行った事例があれば、その事例の内容がわかる資料を基に記述する。 資料3-1-2-(5)-01 「ICT環境の利用状況を検証した事例（2019年度第1回情報処理センター委員会議事概要）」		
	資料3-1-2-(5)-01のとおり、学内無線LANのアクセスログの解析結果を2019年度第1回情報処理センター委員会にて報告し、特に改善の必要が無いことを確認した。		
観点３－１－③ 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。 【留意点】 ○ 教育課程、学科の種類、学年区分に応じて、教育研究上必要となる図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他の資料が系統的（学科構成に対応した系統性、学習内容に対応した分野やレベル等の系統性。）に収集、整理されているかについて分析すること。また、活用面について、これらの資料の教職員や学生による利用状況等について分析すること。 ○ 図書等の整備方針、整備状況及び図書館等の開館時間がわかる資料を提示すること。			
関係法令 （設）第25条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 図書館の設備を法令に従い備えているか。 ■ 備えている	◇整備状況がわかる資料		
	資料3-1-3-(1)-01 「図書館の設置を定めた規則（学則第8条）」		
	資料3-1-3-(1)-02 「図書館の運営に関する規程（図書館運営規程）」		
	資料3-1-3-(1)-03 「図書館平面図」		

(2) 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に収集、整理しているか。 ■ 系統的に収集、整理している	◇整備方針、整備状況（内訳、冊子等のデータ）がわかる資料		
	資料3-1-3-(2)-01 「図書等の整備方針を示す資料（図書館運営委員会議事概要及び資料）」	図書館運営委員会において、前年度の整備状況等を踏まえ、教科図書（各学科の希望図書）、教養図書、逐次刊行物等の購入に充てる予算配分を決定している。	
	資料3-1-3-(2)-02 「図書等の整備状況を示す資料（学校要覧p29蔵書冊数）」		
(3) (2)の資料は、教職員や学生に有効に活用されているか。 ■ 活用されている	◇図書館等の教職員や学生による利用状況（図書等貸出数、図書館入館者数）がわかる資料		
	資料3-1-3-(3)-01 「図書等の利用状況を示す資料（2015～2019図書館資料統計一覧）」		
(4) (2)の資料が有効に活用されるための取組を行っているか。 ■ 行っている	◇図書館等の利用サービスに係る取組（開館時間への配慮、職員等によるガイダンス等）がわかる資料		
	資料3-1-3-(4)-01 「図書館の有効活用に関するガイダンス資料1（新入生オリエンテーション実施要項）」	毎年、新入生に対して、図書館の資料を有効に活用するためのオリエンテーションを、クラスごとに図書館にて実施している。	
	資料3-1-3-(4)-02 「図書館の有効活用に関するガイダンス資料2（文献検索講習会実施要項）」	本科4・5年生及び専攻科生を対象に、図書資料を卒業研究や特別研究に活用してもらうため、文献検索に関する説明を実施している。	
	資料3-1-3-(4)-03 「図書館の利用促進に係る取組（ポスターコンクール実施要領）」	学生の図書館への関心を高め利用を促進するため、学生を対象に図書館利用等に関するポスターを募集し、応募作品を掲示するなどしている。	
3－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

評価の視点			
3－2 教育を実施する上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制や学生の生活や経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能していること。また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していること。			
観点3－2－① 履修等に関するガイダンスを実施しているか。			
【留意点】			
○ 入学時や授業登録時等において実施しているガイダンスについて、学校全体に対するものか、学年全体に対するものか、学科・専攻ごとに実施するものか、それぞれの内容が適切なものかについて分析すること。			
○ 図書館、実験・実習工場等の利用に関するガイダンスの実施について分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育を実施する上でのガイダンスをどのような対象に対して実施しているか。 (該当する選択肢にチェック■する。)	◇実施状況がわかる資料		
	資料3-2-1-(1)-01 「学科生に対するガイダンス実施に関する資料（新入生オリエンテーション日程）」	半日の間、全体的なオリエンテーションを実施するが、履修に関するガイダンスは主に教務係の担当時間内に実施している。	
	資料3-2-1-(1)-02 「専攻科生に対するガイダンス実施に関する資料（オリエンテーション次第）」	専攻科生に対しては、2年次に学位申請を控えているため、1年次、2年次共にガイダンスを実施している。	
	資料3-2-1-(1)-03 「編入生に対するガイダンス実施に関する資料その1（夏季学習指導要領）」	合格通知後、編入後の学習を円滑に進めるため、数学、英語及び専門科目の学習指導を行っている（夏季学習指導）。その際、編入生の質問に応じて簡単なガイダンスを学科ごとに実施している。	
	資料3-2-1-(1)-04 「編入生に対するガイダンス実施に関する資料その2（学級担任のしおり）」	入学後は主に担任が主となり、履修指導を実施している。	
	資料3-2-1-(1)-05 「留学生に対するガイダンス実施に関する資料（指導教員マニュアル）」	指導教員（担任）がマニュアルに従いガイダンスを実施している。	
	資料3-2-1-(1)-06 「障害のある学生に対するガイダンス実施に関する資料（中学校への依頼文）」	入学前に、中学校に障害に関する情報提供を依頼し、必要であれば保護者（必要であれば本人）と面談し、支援が必要か（あるいは特別な履修のガイダンスが必要か）確認している。	
	資料3-2-1-(1)-07 「障害のある学生に対するガイダンス実施に関する資料（修学支援体制図）」	支援が必要（支援願い提出）の場合には資料のような体制の支援チームにより、履修を含めた種々のガイダンス等を実施している。	
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

観点３－２－② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握され、学生の自主的学習を進める上での相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。			
【留意点】 ○ (1)の相談・助言体制については、学生への周知状況（刊行物、プリント、ウェブサイト等の該当箇所。）についても分析すること。 ○ 相談・助言体制やニーズ把握の仕組みが機能しているかを確認するため、それぞれの体制の利用状況や、ニーズを把握するための仕組みについて分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生の自主的学習を進める上で、どのような相談・助言体制を整備しているか。（該当する選択肢にチェック■する。）	◇チェックした選択肢に関する状況がわかる資料		
	資料3-2-2-(1)-01 「担任制が整備されていることがわかる資料（R2年度校務分掌抜粋）」		
	資料3-2-2-(1)-02 「オフィスアワーが整備されていることがわかる資料（学生便覧抜粋・オフィスアワー制度）」		
	資料3-2-2-(1)-03 「対面型の相談受付体制が整備されていることを示す資料（学生相談室規則）」		
	資料3-2-2-(1)-04 「資格取得の支援体制が整備されていることがわかる資料（資格奨励制度）」		
	資料3-2-2-(1)-05 「外国への留学に関する支援体制が整備されていることがわかる資料（留学交流室規則）」		
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
(2) (1)は、学生に利用されているか。	◇各種相談助言体制の利用状況（実績・相談対応例等）がわかる資料		
	資料3-2-2-(2)-01 「担任制・オフィスアワーが利用されていることがわかる資料（オフィスアワー実績）」	オフィスアワーの実績から多くの学生が利用していることがわかるが、（資料では赤くハイライト表示している）担任は比較的多くの学生の来訪実績があり、担任制が有効に利用されている。	
	資料3-2-2-(2)-02 「資格奨励制度が利用されていることがわかる資料（年度計画実績報告書）」	資格奨励制度が利用されており、学生の英語（TOEIC）の能力向上の動機づけとなっている。	
	資料3-2-2-(2)-03 「外国への留学支援が利用されていることがわかる資料（教員会議資料・留学交流室）」	留学の支援体制整備により、単年度で100名に迫る学生が留学している。	

(3) 学習支援に関して学生のニーズを把握するための制度があるか。（該当する選択肢にチェック■する。）	◇制度がわかる資料		
	資料3-2-2-(3)-01 「学生のニーズを把握する制度・担任制（学級担任のしおり抜粋）」	学級担任は年度初め及び適宜、学生と面談することが業務に含まれており、学生との面談の中で、修学等に対するニーズを吸い上げることもできる仕組みとなっている。	
	資料3-2-2-(3)-02 「学生のニーズを把握する制度・意見投書箱（学生便覧抜粋）」	管理棟に設置された意見箱への当初及び電子メールにより、学生からのニーズを把握できる体制となっている。	
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
(4) (3)は、有効に機能しているか。	◇制度の機能状況がわかる資料		
	資料3-2-2-(4)-01 「学生のニーズを把握する制度が機能していることがわかる資料（卒業時アンケート）」	担任制による学生のニーズ把握により、ニーズに適した対応が行われた結果、卒業時に本校教員に対する満足度は普通まで含めて84%ほどになっており、ある程度有効に機能していると判断できる。	
観点3－2－③ 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行うことができる体制が整備されており、必要に応じて支援が行われているか。			
【留意点】			
○ 障害者差別解消法への対応については、学校独自の取組のほか、設置法人が当該学校を対象として対応しているものについても、資料として提示すること。			
○ (10)については、必須入力欄ではないことに留意し、該当する取組が行われている場合のみ、「行っている」にチェック■し、右欄にそれに関して記述すること。			
関係法令 教育基本法第4条第2項（教育の機会均等） 障害者差別解消法第5条（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）及び第7条（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）又は第8条（事業者における障害を理由とする差別の禁止）第9条～11条			
※障害者差別解消法とは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）」の略称のこと。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 留学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。	◇整備状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(1)-01 「留学生の学習及び生活支援体制を整備していることがわかる資料その1（留学交流室規則）」		

(2) (1)の体制において、留学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■ 行っている	◇留学生を支援する取組（留学生指導教員の配置、留学生チューターの配置等）がわかる資料		
	資料3-2-3-(2)-01「留学生の支援を行っていることがわかる資料その1（チューター実施計画）」	留学生に対するチューターの実施計画を定めている。	
	資料3-2-3-(2)-02「留学生の支援を行っていることがわかる資料その2（チューターへの手引き書）」	チューターには資料のような手引書を配布し、業務内容を指導している。	
	◇支援の実施状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(2)-03「留学生支援の実施状況がわかる資料（留学生-チューター名簿）」	一人の留学生に対して、一人のチューターを配置している。	
	資料3-2-3-(2)-04「留学生支援の実施状況がわかる資料その2（チューター実施確認表サンプル）」	チューターの勤務（留学生サポート）状況を確認し、手当を実施計画で定められた手当を支給している（資料は実際のサンプル）。	
(3) 編入学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇整備状況がわかる資料		
	資料3-2-1-(1)-04「編入生に対するガイダンス実施に関する資料その2（学級担任のしおり）」	編入学性の学習及び生活に対する特別な支援体制はなく、基本的には通常の学生と同一の支援体制となっている。ただし、担任の業務には編入学性への配慮が含まれている。	再掲
(4) (3)の体制において、編入学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■ 行っている	◇編入学生を支援する取組がわかる資料		
		編入学後は、学習及び生活共に通常の本科生と同一の支援を実施ししている。	
	◇入学前の指導を行っている場合には、指導スケジュール、指導内容等が記載された資料		
	資料3-2-1-(1)-03「編入生に対するガイダンス実施に関する資料その1（夏季学習指導要領）」	編入生に対しては、編入学前に高等学校で履修していない範囲の数学、英語の分野及び専門科目の分野を面談により聞き取り調査し、夏季休暇中に集中的に学習するよう指導している。これにより、ほとんどの場合、本科3年次までの全ての単位を認定している。	再掲
	◇入学後に補習授業や学習相談等を行っている場合には、実施状況及びその内容（担当教員、実施科目、対象者別実施回数、使用教材等。）		
	◇支援の実施状況がわかる資料		

(5) 社会人学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇整備状況がわかる資料		
		学習および生活に関する支援体制は、通常の学生と同様、必要に応じて専攻科委員会及び学生委員会において審議されるため、社会人に特化した体制や規則はない。	
(6) (5)の体制において、社会人学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■ 行っている	◇社会人学生を支援する取組（情報提供（電子メール、ウェブサイト等。））がわかる資料		
		過去の入学実績においては、全て本校準学士課程の卒業生であったため、特別な支援は行っていない。	
	◇社会人学生に対する学習相談の制度が把握できる資料（オフィスアワー一覧表、配付プリントの該当箇所等。）		
	◇支援の実施状況がわかる資料		
(7) 障害のある学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇整備状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(7)-01 「障害のある学生に対する支援体制がわかる資料（修学支援室規則）」	修学支援室の規則は資料3-2-3-(7)-01のようになっており、修学支援依頼のあった学生個人に対し一つの支援チームを結成し、資料3-2-3-(7)-02のような体制で各部署との連絡・調整を含めた支援の体制となっている。	
	資料3-2-3-(7)-02 「障害のある学生に対する支援体制がわかる資料その2（修学支援体制図）」		
(8) (7)の体制において、障害のある学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■ 行っている	◇障害のある学生を支援する取組（ノートテーカー、チューターの配置）がわかる資料		
	資料3-2-3-(8)-01 「障害のある学生に対する支援の取組みがわかる資料その1（配慮願いの例）」	身体的に障害のある学生に対し、修学支援室より関係する授業担当教員に具体的な配慮・対応を依頼している。	
	◇支援の実施状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(8)-02 「障害のある学生に対する支援の取組みがわかる資料その2（支援依頼の例）」	発達障害・学習障害を持つ学生より支援依頼が提出された場合には、レポート提出等に困難を抱えるケースが多いため、資料3-2-3-(8)-03のような支援チームによりサポートを行っている。	
	資料3-2-3-(8)-03 「障害のある学生に対する支援の取組みがわかる資料その3（支援チーム設置の例）」		

(9) 障害者差別解消法第5条及び第7条又は第8条（第9条、第10条、第11条の関係条項も含む。）に対応しているか。 ■ 対応している	◇対応状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(9)-01「障害者差別解消法に対応していることがわかる資料（中学校への依頼文）」	入学予定者出身中学校に障害に関する情報提供を依頼し、入学前に保護者や中学校の担当者との面談を行うことにより、入学後の修学及び生活の支援を行っている。	
	資料3-2-3-(9)-02「障害者差別解消法に対応していることがわかる資料（バリアフリーの様子）」	校内の校舎、体育館、学生会館及び学生寮は全てバリアフリーとなっている。	
(10) 上記以外の特別な支援を行っているか。 ■ 行っている	◆左記について、該当する取組があれば、資料を基に記述する。		
	資料3-2-3-(10)-01「障害のある学生に対する他の支援がわかる資料その1（心理カウンセラー）」		
	資料3-2-3-(10)-02「障害のある学生に対する他の支援がわかる資料その2（スクールソーシャルワーカー）」		
	学生相談室スタッフにスクールカウンセラー3名（精神科医師1名、臨床心理士2名）及びスクールソーシャルワーカー1名を配置しており、学習、生活及び就職・進学に関する悩みを専門家に相談できる体制としている。		

観点 3－2－④ 学生の生活や経済面に係わる指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。			
【留意点】なし。			
関係法令 (法)第12条 学校保健安全法第8条、第13条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の体制に関し、どのように整備しているか。（該当する選択肢にチェック■する。）	◇それぞれの体制の整備状況がわかる資料（生活指導の体制、指導内容、組織図、関連規程、委員会等。）		
	資料3-2-4-(1)-01 「学生相談室の設置に関する規則（学生相談室規則）」	学生相談室を設置し、学生の悩みや修学、就職等に関する相談・助言を行う体制を整備している。	
	資料3-2-4-(1)-02 「相談員及びカウンセラーの配置状況がわかる資料」	学生相談室は室長と6名の教職員から構成されている。また、相談員とは別にカウンセラー5名（スクールカウンセラー3名、スクールソーシャルワーカー1名、キャリアアカウンセラー1名）を配置しており、それぞれの専門分野から支援活動を行っている。	
	資料3-2-4-(1)-03 「ハラスメント等の防止及び相談体制に関する資料（ハラスメント防止等に関する規則）」	ハラスメント防止委員会を設置するとともに、ハラスメントに関する苦情相談に対応するための相談員を置いている。	
	資料3-2-4-(1)-04 「学生に対する相談の案内を示す資料（在校生向けHP）」	資料3-2-4-(1)-02を各クラスに掲示するとともに、資料3-2-4-(1)-04のとおり在校生向けHPにおいても、学生相談に関する案内を掲載している。	
	資料3-2-4-(1)-05 「学生に対する奨学基金に関する規則（奨学基金取扱規則）」	資料3-2-4-(1)-05のとおり、学生に対する奨学基金の制度を設けている。	
	資料3-2-4-(1)-06 「他機関の奨学金制度の取扱いに関する資料（学生便覧p129）」	また、資料3-2-4-(1)-06に示すとおり、他機関の奨学金制度についても、説明会の実施を含め、担当部署より案内を行っている。	
	資料3-2-4-(1)-07 「授業料減免の体制に関する資料（学生委員会規則第2条）」	入学科・授業料免除については、機構本部の規則に基づき実施しており、選考はいずれも学生委員会にて審議している。	
		◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。	

(2) 健康診断及び健康相談・保健指導を定期的に実施しているか。 ■ 実施している	◇各取組の実施状況がわかる資料		
	資料3-2-4-(2)-01 「健康診断の実施状況を示す資料（担任等への通知文）」	毎年4月に以下の検査を実施している。（令和2年度は、新型コロナウイルス感染症のため、8月時点で実施できていない。） 1. 定期健康診断（本科1年生～5年生及び専攻科生） 2. 胸部レントゲン撮影及び心電図検査（本科1年生、専攻科1年生、留学生（3年生）及び編入学生（4年生）） 3. 尿検査（本科1年生～5年生及び専攻科生）	
	資料3-2-4-(2)-02 「健康調査の実施状況を示す資料（就学時健康調査票）」	毎年、新入生を対象に、健康調査を実施しており、支援が必要な学生を把握するとともに、学生の健康管理に活用している。	
	資料3-2-4-(2)-03 「保健指導の実施状況を示す資料（ホームルーム実施計画表）」	ホームルームを利用して、学生相談室による健康調査や性教育を実施している。	
(3) (2)以外で、(1)の体制に基づいた学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の活動が実際に学生に利用されているか。 ■ 利用されている	◇相談実績（相談・対応例）、各体制に係る委員会等の実施状況がわかる資料		
	資料3-2-4-(3)-01 「学生相談等の実績に関する資料（保健室・学生相談室等利用状況）」		
	◇奨学金等の利用状況がわかる資料		
	資料3-2-4-(3)-02 「奨学金等の利用状況がわかる資料（奨学金利用状況一覧）」		

観点3－2－⑤ 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能しているか。

【留意点】

○ 資格試験や検定試験のための補習授業や学習相談を行っている場合には、担当教員、受講者数、実施科目、対象者別実施回数、使用教材、配布プリント等、概要がわかる資料を根拠資料として提示すること。また、資格試験・検定試験の受験者数、合格者数等の実績から機能しているかを分析すること。

○ 資格取得による単位修得の認定を行っている場合には、関連規程、単位認定実績等を根拠資料として提示すること。

○ 外国留学に関する手続きの支援、単位認定、交流協定の締結等を行っている場合には、内容が把握できる資料や関連規程、留学実績等を根拠資料として提示すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制を整備しているか。	◇体制の整備状況がわかる資料		
	資料3-2-5-(1)-01 「キャリア教育の体制が整備されていることがわかる資料その1（キャリア支援室規則）」	キャリア教育、インターンシップ、進路相談及び就職・進学の支援を行うため、キャリア支援室を設置している。	
	資料3-2-5-(1)-02 「キャリア教育の体制が整備されていることがわかる資料その2（留学交流室規則）」	海外留学（研修）を支援するため、留学交流室を設置している。	
	資料3-2-5-(1)-03 「キャリア教育の体制が整備されていることがわかる資料その3（キャリア相談）」		
■ 整備している			

(2) (1)の体制の下、就職や進学等の進路指導を含めたキャリア教育に関して、学校としてどのような取組を行っているか。（該当する選択肢にチェック■する。）	◇左記でチェック■した取組状況がわかる資料		
	資料3-2-5-(2)-01 「キャリア教育に関する講習会・研修会、進学・就職に関する説明会の実施状況がわかる資料（令和元年度第10回教員会議資料抜粋）」	キャリア支援室の年間の主たる実績に示すように、7回のインターンシップ関係の説明会・講話、5回の低学年向けキャリア教育、1回の学内企業研究会及び6回の大学説明会を実施している。	
	資料3-2-5-(2)-02 「進路指導用マニュアルその1（インターンシップ用）」	キャリア教育の一つとしてインターンシップ参加者用のマニュアルを作成・配布している。	
	資料3-2-5-(2)-03 「進路指導用マニュアルその2（保護者配布用）」	保護者向けに5年間のキャリア教育の流れと就職・進学に関する流れをまとめたマニュアルを配布している。	
	資料3-2-5-(2)-04 「進路指導用マニュアルその3（就職・進学書類作成用）」	就職及び進学の際に必要な書類の準備から発送までの流れをまとめたマニュアルを各教室に掲示している。	
	資料3-2-5-(2)-05 「進路ガイダンスを実施していることがわかる資料（先輩の話）」	3年次7月のHRにおいて、各学科において就職・進学の決まった5年生が進路を決定した動機、就職・進学に向けた準備及び試験対策などを説明している。	
	資料3-2-5-(2)-06 「進路指導室を整備していることがわかる資料（キャリア支援室）」	キャリア支援室を設置し、進学先・就職先のパンフレット及び募集要項・求人票が閲覧できるとともに、情報収集用のPCが設置されている。さらに、キャリア相談員を配置しており、予約することによりキャリア相談や面接指導などを実施している。	
	資料3-2-5-(2)-07 「企業訪問を実施していることがわかる資料（4年担任打ち合わせ議事要旨）」	山口県内のインターンシップに関しては、就職との関係が強いため、事前に会社を訪問し、名刺交換することになっている。	
		資料3-2-5-(2)-01参照	
	資料3-2-5-(2)-08 「海外留学に関する単位認定についての資料その1（教務規則抜粋）」	教務規則により海外研修及び語学研修が認められており、単位等の規則は以下の内規により定められている。	
	資料3-2-5-(2)-09 「海外留学に関する単位認定についての資料その2（学生便覧抜粋）」	海外研修及び語学研修の単位に関する規則が示されている。	
	資料3-2-5-(2)-10 「海外留学支援に関する情報公開に関する資料（本校HP）」	海外研修の募集、支援基金の申請、交流締結校などの情報をHPにて公開している。	
	◆その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
(3) (2)の取組が機能しているか。	◇それぞれの取組の（活用）実態がわかる資料		
	資料3-2-5-(3)-01 「キャリア教育の活用状況がわかる資料（令和元年度第10回教員会議資料）」		
	資料3-2-5-(3)-02 「進路指導室の活用状況がわかる資料」		
■ 機能している			

観点 3－2－⑥ 学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動に対する支援体制が整備され、適切な責任体制の下に機能しているか。			
【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生の課外活動に対する支援体制を整備しているか。	◇課外活動に関する規程、組織図、施設の整備状況がわかる資料		
	資料3-2-6-(1)-01 「課外活動について定めた資料（課外活動に関する申合せ）」	本校では、平成28年3月に策定した申合せに基づき、課外活動を行っている。	
	資料3-2-6-(1)-02 「課外活動に関する体制を示す資料 1（学生委員会規則）」	学生の課外活動に対する支援体制の中心は学生委員会である。	
	資料3-2-6-(1)-03 「課外活動に関する体制を示す資料 2（クラブ指導員の配置について）」	本校のクラブ指導員の配置方針に基づき、23のクラブ（文科系クラブ10、体育系クラブ22、同好会1）に対して、50名の教員を配置している。また、学外指導者として、17名（課外活動指導員10名、学外コーチ 7 名）の指導員を配置している。	
	資料3-2-6-(1)-04 「課外活動に関する体制を示す資料 3（クラブ指導教員）」		
	資料3-2-6-(1)-05 「課外活動に関する体制を示す資料 4（課外活動指導員及び学外コーチ一覧）」		
	資料3-2-6-(1)-06 「体育施設の整備状況を示す資料（学校要覧p44~45）」	体育施設として、屋内体育施設を3つ（第1体育館、第2体育館、武道場）、屋外体育施設を3つ（野球場、ラグビー・サッカーコート）整備している。	
(2) (1)の体制において、責任の所在が明確になっているか。	◇(1)の体制において、責任の所在がわかる資料		
	資料3-2-6-(1)-01 「課外活動について定めた資料（課外活動に関する申合せ）」	資料3-2-6-(1)-01のとおり、課外活動における安全管理の項目を設け、責任の所在を明記している。	再掲
(3) 学校としての支援活動の内容からみて、(1)の体制が機能しているか。	◇課外活動に対する支援活動の内容がわかる資料		
	資料3-2-6-(3)-01 「課外活動に対する支援内容を示す資料 1（課外活動指導報告書）」	教員と課外活動指導員及び学外コーチの支援内容を把握するために、課外活動報告書の提出を義務付けている。 また、課外活動に対する支援方針を周知するために、クラブ指導教員会議を定期的 に開催するとともに、本校教職員及び学生に対する支援活動として、課外活動に関するセミナーを開催している。	
	資料3-2-6-(3)-02 「課外活動に対する支援内容を示す資料 2（クラブ指導教員会議開催状況）」		
	資料3-2-6-(3)-03 「課外活動に対する支援活動を示す資料 3（セミナー開催状況）」		

観点3－2－⑦ 学生寮が整備されている場合には、学生の生活及び勉学の間として有効に機能しているか。			
【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生寮を整備しているか。	◇整備状況がわかる資料		
	資料3-2-7-(1)-01 「学生寮の整備状況を示す資料（学寮建物配置図）」	本校では学寮（白鳥寮）は学校から市道を挟んで隣接する場所に設置され、居住棟5棟、食堂棟、浴場棟から構成されており、男子282名、女子84名が収容可能である。全寮制は廃止されており、希望者が入寮している。近年はいわゆる学区外からの入学生が増加しており、寮生の人数は増加傾向にある。	
(2) 生活の間として整備しているか。	◇生活支援の内容がわかる資料（談話室、補食室等の整備状況等。）		
	資料3-2-7-(2)-01 「生活支援・学習支援のための整備状況を示す資料（学寮棟別平面図）」	北東寮を除く寮棟の各フロアに談話室兼補食室を設置している。室内にはテレビ、電子レンジ、冷蔵庫、IH、給湯器などが整備されており、寮棟内でのコミュニケーションを図る場所として、また簡単な夜食などを作れる間として機能している。各フロアには洗濯室も整備されており、洗濯機・乾燥機を利用することができる。	
(3) 勉学の間として整備しているか。	◇学習支援の内容がわかる資料（自習室の整備状況、自習時間の設定状況等の整備面での工夫等。）		
	資料3-2-7-(2)-01 「生活支援・学習支援のための整備状況を示す資料（学寮棟別平面図）」	寮内には、学習室または談話室を設けており、日常的に勉強を教え合える環境を整備している。さらに、食堂棟2階の200人収容可能な集会室では上級生が下級生に勉強を教える姿が日常化するなど、勉学の間としても有効に機能している。白鳥寮では準学士課程1～3年次生を3人部屋、4・5年次生を1人又は2人部屋に収容しており、特に低年において勉強や生活の助け合いが図れるように配慮している。	再掲
	資料3-2-7-(3)-01 「自習時間の設定状況を示す資料（寮生手帳p1）」	寮生は、自習時間帯に宿直者へ勉学に関する質問をすることもできる。	

(4) (2)(3)について、有効に機能しているか。 ■ 機能している	◇入寮状況がわかる資料		
	資料3-2-7-(4)-01 「入寮状況を示す資料（学寮棟別最大収容人員及び収容状況）」	寮生のほとんどはいわゆる学区外ではあるが県内からの学生で、県外からの学生は多くない。寮生数は定員をオーバーするほどではないが、充足率はかなり高い。特に最近は女子寮への入寮希望者が多く、遠くない将来に希望者全員が入寮できなくなる恐れがあるため、対策を検討している。	
	◇勉学の場合としての活用実績がわかる資料		
	資料3-2-7-(4)-02 「寮内における勉強会の実施に関する資料1（実施計画）」	上級生が下級生に勉強を教える勉強会を定常的に開催されている。当初は数学や物理関係の科目のみであったが、最近では情報処理関係など科目のバリエーションも	
	資料3-2-7-(4)-03 「寮内における勉強会の実施に関する資料2（実施状況及び報告書例）」	増え、活発化している。低学年に関しては、全員で集まって勉強する勉強会も行われている。	
(5) 管理・運営体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇学生寮の管理規程等の資料		
	資料3-2-7-(5)-01 「学生寮の管理・運営体制を示す資料1（学寮委員会規則）」	学寮委員会が置かれており、校長の諮問に応じて寮生の教育及び訓育指導、福利厚生、防災及び安全保持、入寮及び退寮、その他寮務に関する事項を審議する。	
	資料3-2-7-(5)-02 「学生寮の管理・運営体制を示す資料2（学寮の概要）」	寮務主事を責任者とし、寮務部（寮務主事、寮務主事補4人、学生課寮務係3人）が行っている。白鳥寮保護者会が組織されており、寮の生活環境等の維持及び生活指導に関する協力を得ている。学生による寮生会が組織されており、活動方針及び指導方針を策定するとともに、寮行事の企画・実施を行っている。また規律ある寮生活を送るため、指導員（高学年の指導者）が各寮棟・フロアの生活指導・清掃指導に当たっている。	
	資料3-2-7-(5)-03 「学生寮の管理・運営体制を示す資料3（学寮管理運営規則）」		
	資料3-2-7-(5)-04 「学生寮の管理・運営体制を示す資料4（寮生会会則）」		
	資料3-2-7-(5)-05 「学生寮の管理・運営体制を示す資料5（白鳥寮保護者会会則）」		
3－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

基準 3

優れた点			
○資料3-2-3-(7)-01、3-2-4-(1)-01、3-2-5-(1)-01のとおり、学生部の下に3つの室（学生相談室、修学支援室、キャリア支援室）を設置し、相互に情報を共有し連携（資料3-2-3-(7)-02）することで、学修に問題を抱える学生の見守り、部分的なサポートあるいは全面的な支援の体制を整備している。さらに、資料3-2-4-(1)-02のとおり、各室の構成員とは別に、カウンセラー5名（スクールカウンセラー3名、スクールソーシャルワーカー1名、キャリアカウンセラー1名）を配置しており、学習、生活及び就職・進学に関する悩みなど、それぞれの専門分野から支援活動を行っている。 ○資料3-2-7-(4)-02及び03で示したとおり、学寮では高学年が低学年の学習の補助を行う勉強会が定期的に開催されており、勉学の場合および協働の場としての機能が十分に発揮されている。			
	資料3-2-3-(7)-01「障害のある学生に対する支援体制がわかる資料（修学支援室規則）」		再掲
	資料3-2-4-(1)-01「学生相談室の設置に関する規則（学生相談室規則）」		再掲
	資料3-2-5-(1)-01「キャリア教育の体制が整備されていることがわかる資料その1（キャリア支援室規則）」		再掲
	資料3-2-3-(7)-02「障害のある学生に対する支援体制がわかる資料その2（修学支援体制図）」		再掲
	資料3-2-4-(1)-02「相談員及びカウンセラーの配置状況がわかる資料」		再掲
	資料3-2-7-(4)-02「寮内における勉強会の実施に関する資料1（実施計画）」		再掲
	資料3-2-7-(4)-03「寮内における勉強会の実施に関する資料2（実施状況及び報告書例）」		再掲
改善を要する点			
該当なし			

基準 4 財務基盤及び管理運営

評価の視点			
4－1 学校の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しており、活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。また、学校の財務に係る監査等が適正に実施されていること。			
観点 4－1－① 学校の目的に沿った教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しているか。			
【留意点】			
○ 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できるよう校地、校舎等の資産を保有しているか、経常的な収入が確保できているか、債務超過や支出超過の状態がある場合、運営上問題とならないものか等の状況について分析すること。			
関係法令 (設)第27条の2			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 過去 5 年間の貸借対照表等による財務状態は適切な状況となっているか。	◇過去 5 年間の貸借対照表等の財務諸表		
	資料4-1-1-(1)-01 「H27～R01貸借対照表」		
	資料4-1-1-(1)-02 「H27～R01損益計算書」		
	◇長期未払金、長期借入金がある場合は、その内容を確認できる資料		
	資料4-1-1-(1)-03 「長期未払金の計上を示す資料」	ファイナンスリースにより取得した資産について、長期未払金を計上している。	
	◇臨時利益又は臨時損失が計上されている場合は、その内容が確認できる資料		
	資料4-1-1-(1)-04 「臨時利益の計上を示す資料」	平成27年度に、前年度伝票修正に伴う「その他臨時利益」を計上した。	
	資料4-1-1-(1)-05 「臨時損失の計上を示す資料」	平成29年度以降、過年度補助金の返還処理に伴う「その他臨時損失を計上している。	
(2) 校地、校舎等の資産を保有しているか。	◇その内容を確認できる資料		
	資料4-1-1-(2)-01 「校地・校舎等資産の保有を示す資料 1（R1貸借対照表抜粋）」	貸借対照表に土地、建物として計上されている。	
	資料4-1-1-(2)-02 「校地・校舎等資産の保有を示す資料 2（学校要覧p44～45）」		

(3) 過去 5 年間に於いて運営費交付金、授業料、入学料、検定料等の経常的な収入を確保しているか。 ■ 確保している	◇過去 5 年間の運営費交付金、授業料、入学料、検定料等の収入状況		
	資料4-1-1-(3)-01 「過去5年の経常的な収入を示す資料（H27～HR1決算報告書）」		
	◆確保できない年があった場合は、実状を踏まえて、資料を基に記述する。		
(4) 過去 5 年間の収支状況において支出超過となっていないか。 ■ 支出超過となっていない	◇過去 5 年間の資金収支計算書及び消費収支計算書		
	資料4-1-1-(4)-01 「H27～R1キャッシュフロー計算書」		
	◆支出超過となった年があった場合は、実状を踏まえて、資料を基に記述する。		
観点 4－1－② 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。 【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 収支に係る方針、計画等を策定しているか。 ■ 策定している	◇収支に係る方針や計画策定に関する予算関連規程等		
	資料4-1-2-(1)-01 「予算関連規程（予算委員会規則）」		
	◇予算配分や収支に係る方針、計画等がわかる資料		
	資料4-1-2-(1)-02 「予算方針に関する資料 1（今後の予算方針について）」	平成27年度にワーキンググループにて今後の予算方針等を検討し、ワーキンググループからの答申に応じて、平成28年 4 月に「今後の予算方針について」を策定した。この「今後の予算方針について」に基づき各年度の配分方針を決定し、予算配分を行っている。	
	資料4-1-2-(1)-03 「予算方針に関する資料 2（令和2年度予算配分について）」		
	資料4-1-2-(1)-04 「予算方針に関する資料 3（令和2年度暫定予算配分について）」	当初予算配分を審議・決定するまでの措置として、4 月に暫定配分を行っている。	
(2) (1)を関係者（教職員等）へ明示しているか。 ■ 明示している	◇予算の関係者（教職員等）への明示状況を把握できる資料		
	資料4-1-2-(2)-01 「予算の関係者への明示状況を示す資料（令和2年度第6回運営委員会議事概要）」	予算委員会において配分方針や予算配分を決定した後、運営委員会にて報告し、教職員へ周知している。	
	資料4-1-2-(2)-02 「予算の教職員への明示状況を示す資料（令和2年度当初予算について（通知メール））」		

観点4－1－③ 学校の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む）に対しての資源配分を、学校として適切に行う体制を整備し、行っているか。

【留意点】

○ 予算配分の方針が定められ、その方針に則り実際の予算配分が行われているか、プロセス（手続きの流れ）の適切性も含めて分析すること。

○ 予算の配分状況と、その実績（執行状況）を対比させて分析すること。

○ 校長裁量経費等の重点配分経費の配分基準等の策定状況（手続き、経路、決定機関等。）についても併せて分析すること。

関係法令（設）第27条の2

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校の目的を達成するために、教育研究活動に対して適切な資源配分を決定する際、明確なプロセスに基づいて行っているか。 ■ 行っている	◇予算配分実績(教育経費、研究経費、施設設備費の配分実績)		
	資料4-1-3-(1)-01「予算配分に関する資料（令和2年度予算配分について）」		
	◇校長裁量経費等の重点配分経費を設定している場合は、その資源配分が把握できる資料		
	資料4-1-3-(1)-02「校長裁量経費の配分に関する資料（令和2年度予算配分について）」	校長裁量経費は、「今後の予算方針について」に基づき、中期計画・年度計画の確実な実施、高度化への対応、教育の質と教員の教育力の向上への取組、研究の活性化、地域社会との連携、国際交流等の施策を実行するための経費として位置付けており、毎年度、予算委員会において配分事項及び配分額を決定している。	
	◇予算関連規程等		
	資料4-1-2-(1)-01「予算関連規程（予算委員会規則）」		再掲
	◇予算配分に係る審議状況がわかる資料（議事録等）		
	資料4-1-3-(1)-03「予算配分に関する審議状況を示す資料（令和2年度第1回予算委員会議事要旨）」		
	◇施設・設備の整備計画の全体像がわかる資料（学内全体のマスタープラン等。）		
資料4-1-3-(1)-04「施設の整備計画を示す資料（キャンパスマスタープラン(H28.3)）」			
資料4-1-3-(1)-05「設備の整備計画を示す資料（令和2年度設備整備年次計画一覧表）」			

(2) 資源配分が、4－1－②の収支に係る方針、計画と整合性を有しているか。 ■ 整合性がある	◆資源配分と収支に係る方針、計画との整合性、執行状況との対応について、資料を基に記述する。その際、資源配分の決定プロセスの整合性についても言及する。		
	資料4-1-2-(1)-02「予算方針に関する資料1（今後の予算方針について）」		再掲
	資料4-1-2-(1)-03「予算方針に関する資料2（令和2年度予算配分について）」		再掲
	資料4-1-3-(1)-01「予算配分に関する資料（令和2年度予算配分について）」		再掲
	資料4-1-3-(1)-03「予算配分に関する審議状況を示す資料（令和2年度第1回予算委員会議事要旨）」		再掲
	資料4-1-3-(2)-01「収入状況に応じて執行計画を決定したことを示す資料（2019年度予算委員会議事要旨（第2回・第3回））」		
	資料4-1-3-(2)-02「執行計画の調査に関する資料（令和2年度学内予算配分資料の提出について）」		
	「今後の予算方針について」（資料4-1-2-(1)-02）を基本方針として、当該年度の配分方針（資料4-1-2-(1)-03）及び当初予算配分（資料4-1-3-(1)-01）を策定し、予算委員会にて審議・決定（資料4-1-3-(1)-03）しており、方針と計画（執行）は対応している。 また、執行状況及び収入予定額を定期的に確認、予算委員会に報告し、追加予算配分や収入増減をふまえた執行計画を組み、適切な予算執行に努めている（資料4-1-3-(2)-01）。 なお、当初予算及び補正予算の立案にあたっては、各部署の執行計画を調査し（資料4-1-3-(2)-02）、予算案・執行計画に反映している。		
(3) 資源配分の内容について、関係者（教職員等）に明示しているか。 ■ 明示している	◇予算の関係者（教職員等）への明示状況を把握できる資料		
	資料4-1-2-(2)-01「予算の関係者への明示状況を示す資料（令和2年度第6回運営委員会議事概要）」	予算委員会において配分方針や予算配分を決定した後、運営委員会にて報告し、教職員へ周知している。	再掲
	資料4-1-2-(2)-02「予算の教職員への明示状況を示す資料（令和2年度当初予算について（通知メール））」		再掲

観点4-1-④ 学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。また、財務に係る監査等が適正に行われているか。

【留意点】

○ 設置者の説明責任を果たすという観点から、財務書類の公表状況について分析すること。

○ 会計監査の実施状況についても分析すること。

関係法令 独立行政法人通則法第38条、第39条 私立学校法第47条 私立学校振興助成法第14条 その他財務諸表に関する各種法令等 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第12条 その他情報公開に関する法令等、それぞれの設置形態別に定められた法令 私立学校法第37条第3項 私立学校振興助成法第14条第3項 地方自治法第199条 その他会計監査等に関する各種法令等

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 設置者は、法令等に基づき、財務諸表等を作成・公表しているか。 ■ 作成・公表している	◇作成・公表状況がわかる資料		
	資料4-1-4-(1)-01 「財政状況の作成・公表を示す資料（学校要覧p46）」	学校要覧に学校の財務状況を掲載しているほか、国立高等専門学校機構ホームページにて法人全体の財務諸表等を公開している。	
	資料4-1-4-(1)-02 「国立高等専門学校機構の財務諸表等の作成・公表を示す資料（高専機構HP掲載画面）」	https://www.kosen-k.go.jp/about/release/index.html#zaimu_shohyo	
(2) 財務に係る監査等を実施しているか。 ■ 実施している	◇学内会計監査規程（科学研究費助成事業等の外部資金に関する監査規程も含む。）		
	資料4-1-4-(2)-01 「学内会計監査に関する規程（会計監査実施要領）」	会計監査実施要領に基づき、実施計画及び内部監査マニュアルを定め、実施している。	
	資料4-1-4-(2)-02 「学内会計監査に関する資料1（令和元年度会計監査実施計画）」		
	資料4-1-4-(2)-03 「学内会計監査に関する資料2（令和元年度公的研究費に関する内部監査マニュアル）」		
	◇外部監査、学内監査の監査報告書、国立高等専門学校の場合は、国立高等専門学校間の相互監査報告書		
	資料4-1-4-(2)-04 「高専相互会計内部監査の実施に関する資料（令和元年度高専交互会計内部監査項目（フォローアップ監査）チェックリスト）」		
	資料4-1-4-(2)-05 「高専相互会計内部監査の報告に関する資料（令和元年度高専相互会計内部監査報告事項等一覧）」		
	資料4-1-4-(2)-06 「学内会計監査実施報告書（令和元年度会計内部監査監査実施報告書）」		

4-1 特記事項

この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

該当なし			

61

評価の視点			
4－2 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。			
観点4－2－① 管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。			
【留意点】			
○ 観点2－1－③の教育に係る組織等を除き、管理運営に係る体制について、分析すること。			
○ 組織図については、観点2－1－③の教育に係る組織等を含む、学校全体の教育研究及び管理運営全体がわかるものの提示が望ましい。			
○ 議事録又は議事要旨等については、過去1年分提示すること。			
○ 役割分担が適切であるとは、各種委員会及び事務組織等がそれぞれの役割分担において責任を有しつつ協力して円滑な管理運営の実現に資する状況にあることを想定している。			
関係法令 (法)第120条第3項 (施)第175条 (設)第10条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 管理運営体制に関する規程等を整備しているか。 ■ 整備している	◇管理運営に関する諸規程、整備状況がわかる資料		
	資料4-2-1-(1)-01 「管理運営体制に関する規則1（運営委員会規則）」		
	資料4-2-1-(1)-02 「管理運営体制に関する規則2（組織・運営検討委員会規則）」		
(2) 委員会等の体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇諸規程、整備状況がわかる資料（組織図等）		
	資料4-2-1-(2)-01 「委員会の整備状況を示す資料（学校要覧p10機構図及び各種委員会）」		
(3) 校長、主事等の役割分担が明確になっているか。 ■ なっている	◇役割分担がわかる資料		
	資料4-2-1-(3)-01 「副校長、主事等の役割を示す資料（学則第10条）」		
	資料4-2-1-(3)-02 「校務の分担を示す資料（校務分掌規則）」		
(4) 事務組織の体制を規程等に基づき整備しているか。 ■ 整備している	◇規程等、整備状況がわかる資料		
	資料4-2-1-(4)-01 「事務組織の体制に関する規程（事務組織及び事務分掌規程）」		

(5) 教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保しているか。 ■ 確保している	◇規定等、教員と事務職員が構成員として構成されている会議体がわかる資料		
	資料4-2-1-(5)-01 「教員と事務職員を構成員とする会議に関する資料（運営委員会規則第3条）」		
	資料4-2-1-(3)-02 「校務の分担を示す資料（校務分掌規則）」		再掲
(6) (1)～(5)の体制の下、効果的な活動を行っているか。 ■ 行っている	◇活動状況がわかる資料（会議の開催回数、議事要旨等。）		
	資料4-2-1-(6)-01 「委員会等の活動状況を示す資料（令和元年度運営管理に関する会議一覧）」		
観点４－２－② 危機管理を含む安全管理体制が整備されているか。			
【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として、責任の所在を明確にした危機管理を含む安全管理体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇規程等、整備状況がわかる資料		
	資料4-2-2-(1)-01 「危機管理体制に関する規程（危機管理要領）」		
(2) 危機管理マニュアル等を整備しているか。 ■ 整備している	◇危機管理マニュアル等の資料		
	資料4-2-2-(2)-01 「危機管理マニュアル」		
(3) (1)(2)に基づき、定期的に訓練を行うなど、危機に備えた活動を行っているか。 ■ 行っている	◇訓練や講習会等の実施状況がわかる資料		
	資料4-2-2-(3)-01 「防火避難訓練の実施に関する資料（防火避難訓練実施計画及び実施要領）」		

観点4-2-③ 外部資金を積極的に受入れる取組を行っているか。

【留意点】

○ 過去5年間の外部資金について、明確な獲得方策（獲得のための取組。）を有するか、十分な獲得実績があるか等について、分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 外部の財務資源（科学研究費助成事業による外部資金、受託研究、共同研究、受託試験、奨学寄附金、同窓会等からの寄付金等）を積極的に受入れる取組を行っているか。 ■ 行っている	◇過去5年間の科学研究費助成事業による外部資金、受託研究、共同研究、受託試験、奨学寄附金、同窓会等からの寄付金等、外部の財務資源の受入れへの取組及び受入実績に関する資料		
	資料4-2-3-(1)-01 「H27～R1外部資金の獲得状況」		
(2) 公的研究費を適正に管理するシステムが整備されているか。 ■ 整備されている	◇管理体制がわかる資料（規程等）		
	資料4-2-3-(2)-01 「公的研究費の取扱いを定めた規則（高専機構における公的研究費等の取扱いに関する規則）」	高専機構が定める規則（資料4-2-3-(1)-01）に基づき、校長をコンプライアンス推進責任者とする管理体制（資料4-2-3-(1)-02、資料4-2-3-(1)-03）を整備している。 資料4-2-3-(1)-04及び資料4-2-3-(1)-05のとおり、権限と責任を明確にし、業務の分担の実態と乖離が生じないよう、適切な職務分掌を定めている。	
	資料4-2-3-(2)-02 「公的研究費の不正防止の責任体制等を示す資料」		
	資料4-2-3-(2)-03 「公的研究費等に係る相談窓口及び通報窓口について」		
	資料4-2-3-(2)-04 「会計機関の事務の一部委任に関する要領」		
	資料4-2-3-(2)-05 「会計機関の補助者等に関する要領」		

観点4-2-④ 外部の教育資源を積極的に活用しているか。

【留意点】

○ 高等専門学校の教育研究の基盤としての、地域や同窓会等を中心とする外部教育資源、又は退職技術者を含む企業人等の教育研究的資源の活用について分析すること。

○ 「社会とともに次世代の技術者を育成する」協働教育の理念を実践する活動例について分析すること。

○ 財務的資源については、観点4-2-③で分析し、ここでは教育資源、研究的資源について分析すること。

○ 提示する資料の例としては、次のものを想定している。（全ての取組を求めているものではない。）

・ 高等教育機関の間で締結している学生・教員交流等、外部の機関の持つ教育力の活用例の資料（協定等を含む。）

・ 産学連携関係の共同研究や共同教育の実施例の資料

・ 地域や同窓会等の有識者や経験者による授業、実習、課外活動等の指導支援に関する資料

・ 地域にある教育設備（図書館、博物館等。）、体育施設の利用及び支援がわかる資料

・ 地域の催事等を含む地域社会との交流体験実施例の資料

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 外部の教育・研究資源を活用しているか。 ■ 活用している	◇活用状況がわかる資料		
	資料4-2-4-(1)-01 「国内外の協定等締結機関一覧」	国内外の高等教育機関と協定を締結し、学生・教員交流や事業連携を行っている。また、インターンシップや工場見学等において、外部の期間の教育力を活用している。	
	資料3-2-5-(2)-01 「キャリア教育に関する講習会・研修会、進学・就職に関する説明会の実施状況がわかる資料（令和元年度第10回教員会議資料抜粋）」		再掲
	資料4-2-4-(1)-02 「進路先訪問 工場見学 2019(R1) 3年生工場見学研修」		
	資料4-2-4-(1)-03 「進路先訪問 工場見学 H26～R01任意の工場見学」		
	資料4-2-4-(1)-04 「共同研究一覧表」	企業等との共同研究の実施例	
	資料4-2-4-(1)-05 「外部人材の活用を示す資料（令和2年度課外活動指導員及びコーチ一覧）」		
	資料4-2-4-(1)-06 「地域連携活動一覧表」	地域連携活動の実施例	
	資料4-2-4-(1)-07 「地元企業との連携活動を示す資料（HP掲載テクノフェア）」	宇部高専テックアンドビジネスコラポレイト（会員企業）と連携し、共催で実施するテクノフェア等を通じて、地域における教育・文化及び産業技術の振興・発展に寄与している。また、T&B会員企業の協力により、企業技術者の実務経験に基づいた教育を実施している。	
	資料4-2-4-(1)-08 「地元企業との連携活動を示す資料（テクノセンター報告）」		

65

観点4－2－⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組（スタッフ・ディベロップメント）が組織的に行われているか。

- 【留意点】
- ファカルティ・ディベロップメントに関連した教育の質の向上や授業の改善に関する教育支援者に対する取組は観点2－4－③で分析するため、ここでは、スタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）への取組を分析すること。
 - SDとは、事務職員等のほか、教授等の教員や校長等の執行部に対し、教育研究活動等の効果的な運営を図るため、必要な知識及び技能を習得させ、その能力及び資質を向上させるための研修（管理運営等の研修）のことをいう。

関係法令 （設）第10条の2

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) SD等を実施しているか。 ■ 実施している	◇規程等の資料		
	資料4-2-5-(1)-01 「高専機構教職員の研修に関する規則」	高専機構が定める規則に基づき、職員を研修に参加させている。	
	◇実施状況（参加状況等）がわかる資料		
	資料4-2-5-(1)-02 「事務職員の研修等の実施状況を示す資料1（SD・研修等実施状況）」		
	資料4-2-5-(1)-03 「事務職員の研修等の実施状況を示す資料2（令和2年度SD研修の実施について）」		
	資料4-2-5-(1)-04 「管理運営に携わる教職員の研修に関する資料1（高専機構新任校長・新任事務部長研修会）」	高専機構主催の研修への参加	
	資料4-2-5-(1)-05 「管理運営に携わる教職員の研修に関する資料2（高等専門学校教員研修会（管理職研修）」	高専機構主催の研修への参加	

4－2 特記事項 この評価の観点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

該当なし			

評価の視点			
4－3 学校の教育研究活動等の状況やその活動の成果に関する情報を広く社会に提供していること。			
観点4－3－① 学校における教育研究活動等の状況についての情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）が公表されているか。			
【留意点】			
○ 高等専門学校の教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報を、わかりやすい表現やアクセスしやすい手段を用いて、社会に発信しているか分析すること。			
関係法令 （施）第172条の2、（施）第165条の2、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）22文科高第236号平成22年6月16日			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育情報を法令に従い適切に公表しているか。（該当する選択肢にチェック■する。）	◇刊行物の該当箇所がわかる資料		
	資料4-3-1-(1)-01 「学校要覧（HP）」	https://www.ube-k.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2015/03/20200703.pdf	
	◇【別紙様式】ウェブサイト掲載項目チェック表		
4－3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

基準 4

優れた点			
○平成27年度にワーキンググループを立ち上げ、今後の予算方針等を検討した。現在は、ワーキンググループからの答申に応じて、平成28年4月に策定した「今後の予算方針について」（資料4-1-2-(1)-02）に基づき、年度ごとの配分方針や当初予算配分を予算委員会（資料4-1-3-(1)-02）で審議し、運営委員会（資料4-1-2-(2)-01）等で報告・周知している。校長裁量経費については、校長のリーダーシップを明確にし、学内からの公募を基本とした競争的資金として位置付け、中期計画・年度計画の確実な実施、高度化への対応、教育の質と教員の教育力の向上への取組、研究の活性化、地域社会との連携、国際交流等の施策を実行し、“特色のある魅力的な宇部高専”を実現するために、戦略的、効率的、効果的な配分を行っている。 ○外部の教育資源を積極的に活用しており、特に、海外の教育機関との間で学生の交流（派遣と受入）を活発に行い、グローバル化を推進している。また、インターンシップや進路指導ガイダンスにおいて、企業人・卒業生による講話を行うなど、キャリア教育にも積極的に活用し充実を図っている。 ○宇部高専テックアンドビジネスコラボレイト（会員企業）と連携し、共催で実施するテクノフェア等を通じて、地域における教育・文化及び産業技術の振興・発展に寄与している。また、T&B会員企業の協力により、企業技術者の実務経験に基づいた教育を実施している。			
	資料4-1-2-(1)-02 「予算方針に関する資料 1（今後の予算方針について）」		再掲
	資料4-1-3-(1)-02 「予算配分に関する審議状況を示す資料（令和2年度第1回予算委員会議事要旨）」		再掲
	資料4-1-2-(2)-01 「予算の関係者への明示状況を示す資料（令和2年度第6回運営委員会議事概要）」		再掲
	資料4-1-2-(1)-03 「予算方針に関する資料 2（令和2年度予算配分について）」		再掲
	資料4-1-3-(1)-01 「予算配分に関する資料（令和2年度予算配分について）」		再掲
	資料4-2-4-(1)-07 「地元企業との連携活動を示す資料（HP掲載テクノフェア）」		再掲
	資料4-2-4-(1)-08 「地元企業との連携活動を示す資料（テクノセンター報告）」		再掲
改善を要する点			
該当なし			

基準 5 準学士課程の教育課程・教育方法

評価の視点			
5－1 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準等が適切であること。			
観点 5－1－① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が学年ごとに適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。			
【留意点】 ○ 観点 1－2－②の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえた授業科目の配置となっているか分析すること。			
関係法令 （設）第15条、第16条、第17条、第17条の2			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて、適切な授業科目を体系的に配置しているか。 ■ 配置している	◇カリキュラム一覧表、授業科目系統図等の授業科目配置状況がわかる資料		
	資料5-1-1-(1)-01「授業科目配置状況がわかる資料その1（教育課程表）」	低学年では一般科目を多く配置し、学年が上がるほど専門科目を多く配置している。	
	資料5-1-1-(1)-02「授業科目配置状況がわかる資料その2（到達目標一覧）」	また、本校の教育の目的を達成するため、資料5-1-1-(1)-01に示すように、科目を到達目標ごとにバランス良く配置している。	
(2) 一般教育の充実に配慮しているか。 ■ 配慮している	◇配慮していることがわかる資料		
	資料5-1-1-(2)-01「一般教育の充実に配慮していることがわかる資料（到達目標一覧）」	本校の教育の目的に照らし、特に到達目標（A）好奇心と持続力、（F）環境と技術者倫理、（G）コミュニケーション能力及び（H）チームワークとリーダーシップの能力を養うため資料5-1-1-(2)-01に示すように科目の特性に応じた一般教育を実施している。	
(3) 進級に関する規定を整備しているか。 ■ 整備している	◇進級に関する規定の整備状況がわかる資料		
	資料5-1-1-(3)-01「進級に関する規定の整備状況がわかる資料（進級要件 教務規則）」	教務規則により定められている。	

(4) 1年間の授業を行う期間を定期試験等の期間を含め、35週確保しているか。 ■ 確保している	◇35週が確保されている状況が確認できる資料（学年暦等。）		
	資料5-1-1-(4)-01「35週が確保されていることがわかる資料（2019年度・2020年度学校行事予定表）」		
(5) 特別活動を90単位時間以上実施しているか。 ■ 実施している	◇特別活動の実施状況がわかる資料（学年暦等。）		
	資料5-1-1-(5)-01「特別活動の実施状況がわかる資料その1（2019年度授業時間割）」	1年次から3年次までは年間で30単位時間以上の特別活動時間（時間割ではHRと表示）を確保しており、合計90時間を確保している。	
	資料5-1-1-(5)-02「特別活動の実施状況がわかる資料その2（2019年度ホームルーム実施計画表）」	特別活動の具体的な内容は資料5-1-1-(5)-02に示している。	

観点5－1－② 教育課程の編成及び授業科目の内容について、学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等が配慮されているか。

【留意点】

○ 例えば、国際的に活躍できる技術者の養成が目的に含まれる場合には、外国語の伝達と読解の基礎能力育成について分析するなど、目的や卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして授業科目の内容の工夫を行っているか分析すること。

○ この観点では教育課程の編成について分析するものであり、正規の教育課程とは別に実施しているもの（例えば、補習や補講等。）は、この観点の対象ではないことに留意すること。

関係法令 （設）第19条、第20条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等を踏まえ、教育課程における具体的な配慮としてどのようなことを行っているか。（該当する選択肢にチェック■する。）	◇チェックした配慮項目に関して、実施状況がわかる資料		
□ 他学科の授業科目の履修を認定	資料5-1-2-(1)-01 「インターンシップ及び資格取得に関する教育を実施していることがわかる資料（平成30年度第14回教務委員会議事録）」	インターンシップ（校外実習Ⅰ、Ⅱ）及び資格取得（特別学修）については資料5-1-2-(1)-01に示すように教務委員会で審議の上、単位を認定している。なお、資格取得に関しては、資料5-1-2-(1)-02に示すように、一般科目ではTOEIC等、専門科目では学科ごとに専門的な資格取得に対して単位を認定している	
■ インターンシップによる単位認定	資料5-1-2-(1)-02 「資格取得に関する教育を実施していることがわかる資料その2（別表特別学修単位）」		
□ 正規の教育課程に関わる補充教育の実施	資料5-1-2-(1)-03 「他の高等教育機関との単位互換を実施していることがわかる資料その1（平成30年度第9回教務委員会議事録）」		
□ 専攻科課程教育との連携	資料5-1-2-(1)-04 「他の高等教育機関との単位互換を実施していることがわかる資料その2（学生便覧より抜粋）」		
■ 外国語の基礎能力（聞く、話す、読む、書く）の育成	資料5-1-2-(1)-05 「外国語の基礎能力（聞く、話す、読む、書く）の育成を実施していることがわかる資料1」	「宇部高専グローバルマイスター」は、宇部高専が実施する海外研修プログラムや語学研修等に参加し、かつ本校の長期留学生や短期留学生との交流活動を企画・運営したり、積極的に活動に参加したりした学生で、語学力やグローバルマインド等が一定の水準を超えた場合に認定証を授与している。	
■ 資格取得に関する教育	資料5-1-2-(1)-06 「外国語の基礎能力（聞く、話す、読む、書く）の育成を実施していることがわかる資料2」	外国語の基礎能力の育成の一環として、留学・インターンシップの実施をしている。また、トビタテ留学JAPANの採択数が全国51高専で最も多い数であり、中四国地区の高校と比較しても多かった。海外派遣参加によって学生の異文化知識力、外国人との交流頻度及び課題取り組み力が上がっている。	
■ 他の高等教育機関との単位互換制度			
□ 個別の授業科目内での工夫			
□ 最先端の技術に関する教育			
□ その他			
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

(2) 他の高等教育機関との単位互換制度を設けている場合、法令に従い適切に取り扱っているか。 ■ 適切に取り扱っている	◇単位互換制度の内容がわかる資料		
	資料5-1-2-(2)-01 「単位互換制度の内容がわかる資料その1（教務規則第18条(抜粋)」		
	資料5-1-2-(2)-02 「単位互換制度の内容がわかる資料その2（学生便覧）」		

観点 5－1－③ 創造力・実践力を育む教育方法の工夫が図られているか。

【留意点】

- 創造力を育む教育方法の工夫がわかる資料には、P B L 型の授業や創造型の演習等においての具体的な教育方法の工夫がわかる資料を提示すること。
- 創造力を育む教育方法の工夫については、学校としてどう捉え、どう展開しているかを踏まえて分析すること。
- 実践力を育む教育方法の工夫がわかる資料には、インターンシップの活用等の具体的な教育方法の工夫がわかる資料を提示すること。

（注）P B L とは、プロジェクト課題を学生にグループ単位で与え、その課題を達成するためのアイデアの創出、計画立案、実現等を学生自身に遂行させることにより、学生の学習意欲、知識の活用能力、計画立案・遂行能力、ディベート能力、プレゼンテーション能力、組織運営能力等の向上を図るための学習・教育の方法のこと。Problem - based Learning 又は Project - based Learning の略。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 創造力を育む教育方法の工夫を行っているか。 ■ 行っている	◇創造力を育む教育方法の工夫がわかる資料（P B L 型の授業や創造型の演習の実施等）		
	資料5-1-3-(1)-01「創造力を育む教育法の工夫がわかる資料その1（プロジェクト学習説明会資料）」	プロジェクト学習Ⅰ～Ⅳは2年次から5年次まで受講可能な2単位の選択科目であるが、開講時期時期（第2学期後半）には語学研修Ⅰ・Ⅱ、海外研修Ⅰ・Ⅱ及び校外実習Ⅰ・Ⅱしか開講されていないため、2年次にはほぼ全員が、3年次にも多くの学生が受講する。卒業までの5年間では、必ず4単位程度プロジェクト学習の単位を取得することが必要となっている。	
	資料5-1-3-(1)-02「創造力を育む教育法の工夫がわかる資料その2（プロジェクト学習実施時間・場所一覧）」	実施場所を示しているが、1テーマ10名程度の少人数で実施しており、学内の多くの教室を使用し同時進行している。	
	資料5-1-3-(1)-03「創造力を育む教育法の工夫がわかる資料その3（実施計画の例）」	あるテーマの例であるが、2単位の学修時間を確保するため、短期間で集中的にプロジェクト学習を実施している。	
	資料5-1-3-(1)-04「創造力を育む教育法の工夫がわかる資料その4（作成レポートの例）」	レポートを作成することにより深く考える力を育む工夫を行っている。	
	◇実施状況がわかる資料		
	資料5-1-3-(1)-03「プロジェクト学習実施時間・場所一覧（学内授業参観用）」	プロジェクト学習の総括の会では、プロジェクトを担当した教員から多くの意見が出され、今後のプロジェクト学習進め方に関する情報共有を行った（資料5-1-3-(1)-05「創造力を育む教育法の工夫がわかる資料その5（プロジェクト学習総括の会アナウンス資料）」、資料5-1-3-(1)-06「創造力を育む教育法の工夫がわかる資料その6（プロジェクト学習総括の会発言メモ）」）。	再掲
	資料5-1-3-(1)-05「創造力を育む教育法の工夫がわかる資料その5（プロジェクト学習総括の会アナウンス資料）」	プロジェクト学習の総括の会では、プロジェクトを担当した教員から多くの意見が出され、今後のプロジェクト学習進め方に関する情報共有を行った。	
	資料5-1-3-(1)-06「創造力を育む教育法の工夫がわかる資料その6（プロジェクト学習総括の会発言メモ）」		
	資料5-1-3-(1)-07「学生が創造力を発揮し、あげた成果や効果がわかる資料」		
	◆工夫を行った結果、学生が創造力を発揮し、あげた成果や効果があれば具体的に、資料を基に記述する。		
	「やまぐち学生×あさひ製菓コラボ商品開発プロジェクト2019」において、学生のアイデアを元にお菓子やパンを新規商品を開発するプロジェクトに参画した。		

(2) 実践力を育む教育方法の工夫を行っているか。 ■ 行っている	◇実践力を育む教育方法の具体的な工夫がわかる資料（インターンシップの実施等。）		
	資料5-1-3-(2)-01 「実践力を育む教育法の工夫がわかる資料その1（H30年度実績報告・インターンシップ関連箇所の抜粋）」	9割以上の本科4年生がインターンシップに参加している。また、インターンシップ参加の事前指導として企業の方による講話を4回実施している	
	資料5-1-3-(2)-02 「実践力を育む教育法の工夫がわかる資料その2（インターンシップの手引き・学生配布用）」	インターンシップ参加学生への指導を徹底している。インターンシップ参加学生は、上記講話の聴講、企業への事前連絡、実習期間中の日誌作成、実習後の報告書作成及び報告会での発表を行うことにより、実践力を身に付けている。	
	◇実施状況がわかる資料		
	資料5-1-3-(2)-03 「実践力を育む教育法の工夫がわかる資料その3（2019年度インターンシップ先リスト）」	短期インターンシップ（実質5日間）については担任、長期インターンシップ（実質18日間以上）については指導担当教員が付き、企業との連絡および学生の事前・事後指導を行っている。	
	資料5-1-3-(2)-04 「実践力を育む教育法の工夫がわかる資料その4（長期インターンシップ担当教員リスト）」		
	資料5-1-3-(2)-05 「実践力を育む教育法の工夫がわかる資料その4（実習報告書）」		
	◆工夫を行った結果、学生が実践力を発揮し、あげた成果や効果があれば具体的に、資料を基に記述する。		
	資料5-1-3-(2)-05に示すように、インターンシップ後の報告書には、多くの学生が企業体験から得たことから今後の目標について述べており、学内の講義や実験・実習では得られない貴重な体験により、自らの具体的な将来像を描くことができていると判断できる。		
5－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
外国語の基礎能力の育成の一環として「宇部高専グローバルマイスター」を設定し、宇部高専が実施する海外研修プログラムや語学研修等に参加し、かつ本校の長期留学生や短期留学生との交流活動を企画・運営したり、積極的に活動に参加したりした学生で、語学力やグローバルマインド等が一定の水準を超えた場合に認定証を授与している。 また、留学・インターンシップの実施をしている。また、トビタテ留学JAPANの採択数が全国51高専で最も多い数であり、中四国地区の高校と比較しても多かった。海外派遣参加によって学生の異文化知識力、外国人との交流頻度及び課題取り組み力が上がっている。			
	資料5-1-2-(1)-05 「外国語の基礎能力（聞く、話す、読む、書く）の育成を実施していることがわかる資料1」		再掲
	資料5-1-2-(1)-06 「外国語の基礎能力（聞く、話す、読む、書く）の育成を実施していることがわかる資料2」		再掲

評価の視点
5－2 準学士課程の教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

観点5－2－① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。

【留意点】
なし。

関係法令 （設）第17条の2

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されているか。	◇授業形態の開講状況（バランスを含む。）がわかる資料		
	資料5-2-1-(1)-01「授業形態の開講状況がわかる資料その1（学則・教育課程表）」		
	資料5-2-1-(1)-02「授業形態の開講状況がわかる資料その2（講義形態ごとの単位数割合）」		
	◆授業形態のバランスが適切であることについて、資料を基に記述する。		
	講義で学んだことを実技に活かせるよう、低学年ほど講義科目の割合が高く、高学年ほど実験・実習科目の割合が高くなるようにしている。カリキュラム全体での単位数割合を資料5-2-1-(1)-02に示すが、授業形態で分類した単位数割合は全学科で約65％が講義、35％が演習及び実験・実習科目とし、本校の教育目標を達成するために理論と実践をバランス良く配置している。		

(2) 教育内容に応じて行っている、学習指導上の工夫には、どのような工夫があるか。（該当する選択肢にチェック■する。） ☐ 教材の工夫 ☒ 少人数教育 ☒ 対話・討論型授業 ☐ フィールド型授業 ☐ 情報機器の活用 ☐ 基礎学力不足の学生に対する配慮 ☐ 一般科目と専門科目との連携 ☐ その他	◇チェックした項目の実施状況がわかる資料		
	資料5-2-1-(2)-01「学習指導上の工夫・少人数教育その1（プロジェクト学習テーマ一覧）」	英語のプレゼンテーション力強化、中国語会話力の向上、英語で学ぶ数学などのテーマでは、少人数（10名）教育が実践されている。	
	資料5-2-1-(2)-02「学習指導上の工夫・少人数教育その2（総括の会メモ）」		
	資料5-2-1-(2)-03「学習指導上の工夫・対話討論型授業（2年次倫理Aシラバス）」	紙上、グループ内及びクラス全体での対話を積極的に取り入れている。	
	資料5-2-1-(2)-04「学習指導上の工夫・対話討論型授業（2019年度時間割）」	すべての学科において情報系科目が設定されており、情報演習室を利用したプログラミング等を行っている。	
	資料5-2-1-(2)-05「学習指導上の工夫・基礎学力不足の学生に対する配慮（公開授業アナウンス）」	1年次に全学科で開講する数学演習A、Bでは、学生の理解度に応じて5学科200名の学生をAグループ（80名）、Bグループ（80名）、Cグループ（40名）に分け、理解度の低いグループCについては少人数で細やかな対応ができるよう工夫を行っている。平成30年度後期の公開授業では同演習を参観し、懇談会を実施している。	
	資料5-2-1-(2)-06「学習指導上の工夫・基礎学力不足の学生に対する配慮その2（公開授業懇談会メモ）」	1年次に全学科で開講する数学演習A、Bでは、学生の理解度に応じて5学科200名の学生をAグループ（80名）、Bグループ（80名）、Cグループ（40名）に分け、理解度の低いグループCについては少人数で細やかな対応ができるよう工夫を行っている。平成30年度後期の公開授業では同演習を参観し、懇談会を実施している。	
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

観点5－2－② 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）の趣旨に沿って、適切なシラバスが作成され、活用されているか。			
【留意点】 なし。			
関係法令 （設）第17条、第17条の3			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて適切に設定された項目に基づきシラバスを作成しているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ 授業科目名 ■ 単位数 ■ 授業形態 ■ 対象学年 ■ 担当教員名 ■ 教育目標等との関係 ■ 達成目標 ■ 教育方法 ■ 教育内容（1 授業時間ごとに記載） ■ 成績評価方法・基準 ■ 事前に行う準備学習 ■ 高等専門学校設置基準第17条第3項の規定に基づく授業科目か、4項の規定に ■ 教科書・参考文献 □ その他	◇シラバスの作成要領や具体例等の左記内容がわかる資料		
	資料5-2-2-(1)-01 「シラバス作成に関することを示す資料その1（シラバスのフォーマット）」	本校のシラバスは高専機構統一フォーマットとしており、左のチェック事項がすべて記載されている。	
	資料5-2-2-(1)-02 「シラバス作成に関することを示す資料その2（シラバス作成要領）」		
	資料5-2-2-(1)-03 「シラバス作成に関することを示す資料その3（シラバス入力上の注意）」		
		◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容（項目）を記述する。	

(2) 教員及び学生のシラバスの活用状況を把握し、その把握した状況を基に改善を行っているか。 ■ 改善を行っている	◇活用状況がわかる資料		
	資料5-2-2-(2)-01 「教員及び学生のシラバスの活用状況を把握していることを示す資料」	高専機構全体でWebシラバスが活用されており、学生はいつでも本校HPから閲覧可能となっている。教員は授業の1回目にはシラバスを配布（あるいは提示）し、授業全体の流れ等を説明することが義務付けられている。また、講義に関するアンケートでシラバスに沿っていたか質問があり、学生が活用したかを把握している。毎年シラバスを更新することになっており、各教員は講義に関するアンケートを基に修正・改善を行っている。ただし、学校として教員のシラバス活用状況を把握するルールが定まっていない点については改善が必要である。	
	◆改善を行った事例があれば、改善内容について、資料を基に記述する。		
(3) 設置基準第17条第3項の30単位時間授業では 1 単位当たり30時間を確保しているか。 ■ 確保している	◇状況が確認できる資料（学年暦、時間割等。）		
	資料5-2-2-(3)-01 「授業回数が確保されていることがわかる資料その1（授業回数表）」		
	資料5-2-2-(3)-02 「授業回数が確保されていることがわかる資料その2（2019年度前期行事予定表）」	5-2-2-(3)-01の補足資料	
	資料5-2-2-(3)-03 「授業回数が確保されていることがわかる資料その3（2019年度後期行事予定表）」	5-2-2-(3)-01の補足資料	
(4) (3)の30単位時間授業では、 1 単位時間を50分としているか。 ■ 1 単位時間＝50分で規定、45分で運用	◆1 単位時間を50分以外で運用している場合は、標準50分に相当する教育内容を確保していることについて、学校の現状を踏まえ、資料を基に記述する。		
	資料5-2-2-(4)-01 「第14条「宇部工業高等専門学校学則」」	学則では1単位時間を標準50分と定めているが、運用に際しては2単位時間を90分としている。2単位時間の連続授業では、出欠確認、復習、課題提示等の時間が短縮でき、50分の1単位時間授業を2回実施する場合と同程度以上の効果が得られると考えている。	
	本校では2単位時間を90分として授業を行っている。2単位の連続授業では、出欠確認、復習、課題提示等の時間が短縮でき、50分の1単位時間授業を2回実施するのと同程度以上の効果が得られると考えている。		

(5) 1 単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目を配置している場合には、授業科目ごとのシラバス、あるいはシラバス集、履修要項等に、1 単位の履修時間は授業時間以外の学修等を合わせて45時間であることを明示しているか。 ■ 明示している	◇シラバス集、履修要項等の明示状況がわかる資料		
	資料5-2-2-(5)-01「学修単位の扱いを明示していることがわかる資料（宇部工業高等専門学校学則第14条）」	授業時間外の学修と合わせて単位が認定される学修単位科目については、授業時間外を含めた学修時間により単位を認めることが明記されている。	
	資料5-2-2-(5)-02「学修単位の扱いを明示していることがわかる資料その2（シラバス例）」	学修単位科目については、初回の授業においてシラバス（資料5-2-2-(5)-02）と合わせて事前・事後学修の課題一覧（資料5-2-2-(5)-03）を提示し、授業時間外の学修が必須であることを周知している。	
	資料5-2-2-(5)-03「学修単位の扱いを明示していることがわかる資料その3（事前事後学習課題一覧の例）」		
(6) (5)の履修時間の実質化のための対策としてどのような方策を講じているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ 授業外学習の必要性の周知 ■ 事前学習の徹底 ■ 事後展開学習の徹底 ■ 授業外学習の時間の把握 ☐ その他	◇チェックした方策の具体的な内容がわかる資料		
	資料5-2-2-(6)-01「履修時間の実質化のための対策がわかる資料その1（H30.12 教務委員会資料）」	学修単位科目における履修時間の実質化のため、教育点検・評価委員会より教務委員会へ対策を依頼し、平成30年度12月の教務委員会において資料5-2-2-(6)-01が提示され、全教員にシラバス作成時の注意と事前事後学修課題一覧作成の依頼がなされた	
	資料5-2-2-(6)-02「履修時間の実質化のための対策がわかる資料その2（事前事後学修課題一覧の提出依頼文）」		
	資料5-2-2-(6)-03「履修時間の実質化のための対策がわかる資料その3（事前事後学習課題一覧の例）」	初回授業時に授業時間外学習の必要性を周知するとともに、課題一覧には、事前・事後学習の徹底および授業外の学習時間が明記されている。さらに、課題に対し作成したレポートの評価割合はシラバスに記載することになっており、レポートにより事前事後学習への取組みを把握・評価できるようにしている。	
	◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容を記述する。		
5－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

評価の視点			
5－3　準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び卒業認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。			
観点5－3－①　成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。			
【留意点】 なし。			
関係法令　（設）第17条の3			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■　満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 成績評価や単位認定に関する基準を、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、策定しているか。 ■　策定している	◇成績評価や単位認定に関する規程等の該当箇所		
	資料5-3-1-(1)-01「成績評価及び単位認定に関する規定がわかる資料その1（教育課程表・学則抜粋）」	カリキュラム・ポリシーに基づき定められた教育課程表は資料5-3-1-(1)-01のようになり、教務規則により成績の評価及び単位認定を行うことが定められている。しかしながら、カリキュラム・ポリシーに成績評価法が記載されていないため、早急な対応が必要である。	
	資料5-3-1-(1)-02「成績評価及び単位認定に関する規定がわかる資料その2（成績評価・教務規則抜粋）」		
(2) 成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等を行っているか。 ■　行っている	◇成績評価の組織内でのチェック等、成績評価が適切に実施されていることがわかる資料		
	資料5-3-1-(2)-01「成績評価が適切に行われていることがわかる資料その1（進級認定・教務規則抜粋）」	進級認定は教務規則により、校長及び全教員による進級認定会議により実施している。	
	資料5-3-1-(2)-02「成績評価が適切に行われていることがわかる資料その2（単位認定・学業成績原簿2019_3M）」	進級認定会議では、学業成績原簿及び各科目の成績、欠課、欠席日数等を教務規則と照らし合わせることで、単位認定及び進級の認定を行っている。	
	資料5-3-1-(2)-03「成績評価が適切に行われていることがわかる資料その3（単位認定・教務規則抜粋）」		
(3) 1単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目を配置している場合、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握しているか。 ■　把握している	◇学校として把握していることがわかる資料		
	資料5-3-1-(3)-01「時間外学習についての評価がシラバス通り行われていることがわかる資料その1（成績資料点検表）」	教員間ネットワーク点検の際に成績の評価法が適切であるか相互確認を行うことになっている。成績資料ファイルには、成績資料点検表（資料5-3-1-(3)-01）、シラバス、成績評価表（資料5-3-1-(3)-02）、試験答案及びレポートを保管することになっているため、時間外学習の成果であるレポートの評価割合が適切であるか確認できる体制となっている。	
	資料5-3-1-(3)-02「時間外学習についての評価がシラバス通り行われていることがわかる資料その2（成績評価表）」	今後は学修単位科目については事前事後学修課題一覧も併せて保管するよう資料保管ルールの改定を行う予定である。	

(4) 成績評価や単位認定に関する基準を学生に周知しているか。 ■ 周知している	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料		
	資料5-3-1-(4)-01「成績評価及び単位認定の基準を学生に周知していることがわかる資料その1（学生便覧当該箇所抜粋）」	本校の全学生に対し、入学時に（学則及び教務規則が記載された）学生便覧を配布している。	
	資料5-3-1-(4)-02「成績評価及び単位認定の基準を学生に周知していることがわかる資料その2（本校HP・学生便覧のページ）」	さらに、これらは本校HPに掲載されているが、校内のすべてのホームルームには無線LANの環境が整えられているため、全学生はスマートフォン等を用いることにより、成績の評価法及び単位認定に関する基準を確認することができるようになっている。	
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ■ 把握している	◇認知状況がわかる資料		
	資料5-3-1-(5)-01「成績評価や単位認定に関する基準について学生の認知状況を把握していることがわかる資料」	成績評価法については、第1回目の授業の際にシラバスの説明とともに周知しており、授業アンケートのループリックの到達目標の自己点検内容で認知状況を把握している。	
(6) 追試、再試の成績評価方法を定めているか。 ■ 定めている	◇追試、再試の成績評価の規程等がわかる資料		
	資料5-3-1-(6)-01「追試・再試の成績評価法がわかる資料（教務規則抜粋）」	追試験に関しては通常の試験と同等の評価を行っているため、特別な成績評価法は定めていない。一方、既に終了した学期の成績を再評価する際には、再試験の点数によらず、再評価の点数の上限が60点となることが定められている。	
	資料5-3-1-(6)-02「公認欠席・疾病により試験を受けなかった場合の成績評価法がわかる資料（教務規則抜粋）」	公認欠席及び疾病により試験を受けることができなかった場合には、平常成績を考慮して成績評価を行うことができるが、この場合の上限は80点と定められている。	
(7) 成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会があるか。 ■ ない	◇成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会の規程等がわかる資料		
		試験の答案は必ず返却し、学生に対して申し立ての機会を与えている。しかし、総合的な成績評価結果に対して学生が申し立てを行う規則は存在しないため、現状では、成績表を学生に配布した後に、学生からの申し立て（自己申告）は受け付けている。トラブルの原因となりうるようであれば規則化する必要があると考えられる。	

(8) 成績評価等の客観性、厳格性を担保するため、どのような組織的な措置を行っているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ 成績評価の妥当性の事後チェック ■ 答案の返却 ■ 模範解答や採点基準の提示 □ GPAの進級判定への利用 □ 成績分布のガイドラインの設定 ■ 複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック ■ 試験問題のレベルが適切であることのチェック □ その他			
	資料5-3-1-(8)-01「成績資料点検表（本科、専攻科、記入例）」	試験後には必ず答案を返却し、模範解答及び採点基準を学生に示すことが義務付けられている。また、答案は返却後に回収し、成績資料として保管することになっている。教員間ネットワーク点検に際しては、成績の評価法がシラバスに沿っていることの確認や同一問題が複数年にわたって出題されていないことを確認している。	
	資料5-3-1-(8)-02「同一問題が出題されていないかを点検していることがわかる資料（成績資料点検表記入例）」		
	資料5-3-1-(8)-03「試験問題のレベルが適切であることのチェックしていることがわかる資料」	授業アンケートによって学生側からの視点で試験問題の適切かどうか把握を行っている。	
	資料5-3-1-(8)-04「成績評価等の客観性、厳格性を担保していることがわかる資料(授業改善)」	教員が授業改善アンケート報告書 兼 授業改善計画書の作成を行い、自己点検を行っている。	
	資料5-3-1-(8)-05「成績評価等の客観性、厳格性を担保していることがわかる資料(要項)」	宇部工業高等専門学校機関評価室教育改善部会設置要項に基づいて、機関評価室の教育改善部会によって教員が自己点検を行った授業改善アンケート報告書兼授業改善計画書について確認を行っている。	
	◆実施状況や成績分布を踏まえて、成績評価や単位認定における基準の客観性・厳格性を担保するための措置が、有効に機能しているかどうかについて、資料を基に記述する。		
	「資料5-3-1-(8)-01」の教員間ネットワーク点検により、教育内容及び評価がシラバスに沿っているか、同一問題が出題されていないかを「資料5-3-1-(8)-02」を用いて確認している。また、「資料5-3-1-(8)-03」のアンケートを学生に実施し、その内容については「資料5-3-1-(8)-04」で各教員が改善報告及び改善計画を行っている。更に、各教員で作成した改善報告及び改善計画に基づいて、「資料5-3-1-(8)-05」の教育点検部会によって改善報告や改善計画の確認の実施を行うところである。		
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

観点5－3－② 卒業認定基準が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、卒業認定が適切に実施されているか。			
【留意点】 なし。			
関係法令 （法）第117条 （設）第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学則等に、修業年限を5年（商船に関する学科は5年6月。）と定めているか。 ■ 定めている	◇学則等の該当箇所がわかる資料		
	資料5-3-2-(1)-01「修業年限が記載されている資料（学則第2条）」	学則に定められている。	
(2) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、卒業認定基準を定めているか。 ■ 定めている	◇定めている該当規程や卒業認定基準		
	資料5-3-2-(2)-01「卒業認定が適切に行われていることがわかる資料その1（本科ディプロマ・ポリシー）」	ディプロマ・ポリシーに基づき、卒業認定基準は資料5-3-2-(2)-02のように定められている。	
	資料5-3-2-(2)-02「卒業認定が適切に行われていることがわかる資料その2（卒業認定・教務規則抜粋）」		
(3) 卒業認定基準に基づき、卒業認定しているか。 ■ 認定している	◇関係する委員会等の会議資料		
	資料5-3-2-(2)-02「卒業認定が適切に行われていることがわかる資料その2（卒業認定・教務規則抜粋）」	(再掲)	再掲
	資料5-3-2-(3)-01「卒業認定基準に基づき卒業認定していることがわかる資料その1（5年次学業成績原簿）」	卒業認定会議には校長及び全教員が参加し、教務規則（資料5-3-2-(2)-02）に基づき、5年次学業成績、修得単位及び出席要件から総合的に判断することにより卒業を認定している。	
	資料5-3-2-(3)-02「卒業認定基準に基づき卒業認定していることがわかる資料その2（修得単位一覧表）」		
	資料5-3-2-(3)-03「卒業認定基準に基づき卒業認定していることがわかる資料その3（出席状況一覧表）」		

(4) 卒業認定基準を学生に周知しているか。 ■ 周知している	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料		
	資料5-3-2-(4)-01「卒業認定の基準を学生に周知していることがわかる資料その1（学生便覧当該箇所抜粋）」	本校の全学生に対し、入学時に（学則及び教務規則が記載された）学生便覧を配布している。さらに、これらは本校HPに掲載されているが、校内のすべてのホームルームには無線LANの環境が整えられているため、全学生はスマートフォン等を用いることにより、卒業認定に関する基準を確認することができるようになっている。	
	資料5-3-2-(4)-02「卒業認定の基準を学生に周知していることがわかる資料その2（本校HP・学生便覧のページ）」		
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ■ 把握していない	◇学生の認知状況を把握していることがわかる資料		
		今後、5-3-1-(5)と併せ、授業アンケートに卒業認定基準を把握しているかどうかを確認する項目を追加する予定である。	
5－3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

基準 5

優れた点			
○4学期制を導入し、週2回の講義により、集中的に学習することで知識の定着を図っている。 ○学修単位の導入に際してシラバスと同時に事前事後学習シートを配布することにより、自学の促進を図っている。 ○新カリキュラム（H30年度準学士課程入学生より）では2学期の後半にリサーチワークショップ、プロジェクト学習を開講し学年横断型あるいは学科横断型のPBLを展開しており、知識の活用能力、計画立案・遂行能力、プレゼンテーション○能力の向上を図ることができる。 ○留学・インターンシップの実施によって海外留学経験をした学生数が多く、トビタテ留学JAPANの採択数が全国51高専で最も多い数であり、中四国地区の高校と比較しても多かった。海外派遣参加によって学生の異文化知識力、外国人との交流頻度及び課題取り組み力が上がっている。			
	資料5-1-2-(1)-05「外国語の基礎能力（聞く、話す、読む、書く）の育成を実施していることがわかる資料1」		再掲
	資料5-1-2-(1)-06「外国語の基礎能力（聞く、話す、読む、書く）の育成を実施していることがわかる資料2」		再掲
改善を要する点			
○成績評価に関することおよび卒業認定に関することは学校ホームページ（シラバス）に記載し、授業あるいはホームルームにて説明しているが、学生の認知状況を把握できていないため、アンケートを実施するなどの対応が必要である。			

基準 6 準学士課程の学生の受入れ

評価の視点			
6－1 入学者の選抜が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な方法で実施され、機能していること。また、実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。			
観点 6－1－① 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。			
【留意点】			
○ 合否判定基準については、提示できるものがあれば、提示すること。自己評価書での提示が不可能な場合は、訪問調査時に提示すること。			
関係法令 （設）第3条の2			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）、特に入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法（学生募集の方針、選抜区分（学力選抜、推薦選抜等。）、面接内容、配点・出題方針等。）となっているか。	◇入学者選抜要項、面接要領、合否判定基準、入学試験実施状況等がわかる資料		
	資料6-1-1-(1)-01 「入学者選抜方法がアドミッション・ポリシーに沿っていることがわかる資料その1（募集要項）」	入学者選抜は学力選抜、推薦選抜及び帰国子女特別選抜の3種類の方法で実施しており、募集要項に示すように、本校のアドミッション・ポリシーに沿った学生の選抜を行っている。	
	資料6-1-1-(1)-02 「入学者選抜方法がアドミッション・ポリシーに沿っていることがわかる資料その2（学力による選抜試験実施要領）」	学力選抜では、高専統一の試験問題を使用し、国語、数学、英語、理科、社会の5科目を課しており、合計点及び調査書による合計点により合否判定を行っている。	
	資料6-1-1-(1)-03 「入学者選抜方法がアドミッション・ポリシーに沿っていることがわかる資料その3（推薦・帰国子女選抜試験実施要領）」	推薦選抜試験及び帰国子女特別選抜においては、資料6-1-1-(1)-03、資料6-1-1-(1)-04、資料6-1-1-(1)-05、資料6-1-1-(1)-06に示すように、面接の点数を重視することにより、特にアドミッション・ポリシーに示された向上心及び論理的な思考に重点をおいた選抜を行っている。	
	資料6-1-1-(1)-04 「入学者選抜方法がアドミッション・ポリシーに沿っていることがわかる資料その4（推薦選抜における合否判定基準）」		
	資料6-1-1-(1)-05 「入学者選抜方法がアドミッション・ポリシーに沿っていることがわかる資料その5（帰国子女特別選抜における合否判定基準）」		
	資料6-1-1-(1)-06 「入学者選抜方法がアドミッション・ポリシーに沿っていることがわかる資料その6（帰国子女特別選抜における合否判定基準申し合わせ）」		

観点6－1－② 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を実際に受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。			
【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 検証及び検証結果を改善に役立てる体制を整備しているか。	◇検証の体制に関する資料		
	資料6-1-2-(1)-01 「検証の体制がわかる資料その1（入学試験委員会規則）」	資料6-1-2-(1)-01に示すように、入学者の受け入れに対する検証及び改善は入学試験委員会において議論されており、特に入学者選抜等の基本方針にかかる審議については必要に応じて運営委員会において付議される体制となっている。	
	資料6-1-2-(1)-02 「検証の体制がわかる資料その2（運営委員会規則）」		
	◇改善に役立てる体制に関する資料		
	資料6-1-2-(1)-01 「検証の体制がわかる資料その1（入学試験委員会規則）」		再掲
	資料6-1-2-(1)-02 「検証の体制がわかる資料その2（運営委員会規則）」		再掲
(2) (1)の体制の下、実際に入学した学生が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿っているかどうかの検証を行っているか。	◇検証を行っていることがわかる資料		
	資料6-1-2-(2)-01 「アドミッション・ポリシーに沿っているか検証を行っていることがわかる資料その1（入試委員会議事概要）」		
	資料6-1-2-(2)-02 「アドミッション・ポリシーに沿っているか検証を行っていることがわかる資料その2（推薦選抜合格者の分析結果）」		
(3) (2)の検証の結果を入学者選抜の改善に役立てているか。	◆検証の結果に基づいた具体的な改善の実施状況を踏まえて、検証の結果を改善に役立てている状況について、資料を基に記述する。		
	資料6-1-2-(3)-01 「検証結果が選抜方法の改善に役立てられていることがわかる資料（H30年度年度計画実績報告書抜粋）」	検証結果を受け、推薦選抜試験における特別活動の点数の調整が議論されている。	
	資料6-1-2-(2)-01の入試委員会で議論されているように、推薦選抜試験の評点と入学後の成績の相関を調査することにより、推薦選抜における特別活動の点数調整などの改善が行われている。		

観点6－1－③ 実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【留意点】

○ (2)の体制の整備は、必ずしもこの取組に特化した組織を整備することを求めているのではなく、既存の委員会に対応することとしている場合には、当該委員会に関する規定の所掌において定員と実入学者数との関係の把握と必要な改善のための取組が明示されていることを分析すること。

○ (3)の入学定員に対する入学者数は、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準に照らして、分析すること。

関係法令 (設)第4条の2、第5条第2項 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準 (平成15年 3 月31日文部科学省告示第45号)

観点の自己点検・評価結果欄 (該当する□欄をチェック■)

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄 (該当する□欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生定員を学科ごとに 1 学級当たり40人を標準として、学則で定めているか。 ■ 定めている	◇学則の該当箇所		
	資料6-1-3-(1)-01 「学科ごとに学生定員を定めていることがわかる資料 (学則第3章第7条)」		
(2) 学科ごとの入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備に係る規程等がわかる資料		
	資料6-1-3-(2)-01 「検証の体制がわかる資料その 1 (入試委員会規則)」		
	資料6-1-3-(2)-02 「検証の体制がわかる資料その 2 (運営委員会規則)」		
(3) 過去 5 年間の学科ごとの入学定員に対する実入学者数が適正であるか。 ■ 適正である	◇【別紙様式】平均入学定員充足率計算表		
(4) 過去 5 年間で、実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合は、改善の取組を行っているか。 ■ 過去 5 年間で大幅に超過、大幅に不足していないので、該当しない	◆大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合には、該当する学科について、実入学者数の改善に資する取組や教育環境等の改善により教育等に支障が生じないように取った対応等、実際に行った事例がわかる資料を基に記述する。		

6－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

該当なし			

基準 6

優れた点

○推薦選抜による定員は入学定員の40％程度であるが、推薦選抜および学力試験で入学した学生の（入学後）成績を調査し、推薦選抜における評価方法の改善を行っており、優秀な学生の継続的な確保に努めている。			
	資料6-1-2-(2)-02 「アドミッション・ポリシーに沿っているか検証を行っていることがわかる資料その2（推薦選抜合格者の分析結果）」		再掲

改善を要する点

該当なし			

基準 7 準学士課程の学習・教育の成果

評価の視点			
7－1 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育の成果が認められること。			
観点 7－1－① 成績評価・卒業認定の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。			
【留意点】 ○ 学生の成績（卒業時のG P A値等。）や原級留置の状況、単位修得率（登録授業単位数に対する修得単位数の率。）等、成果を総合的に分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備状況がわかる資料		
	資料7-1-1-(1)-01 「学習・教育の成果を把握・評価する体制がわかる資料その1（卒業認定・教務規則抜粋）」	学習・教育の成果を把握・評価するための体制として、学生が学習到達目標を達成し、必要な単位をすべて取得できていることを確認及び審議するため卒業認定会議を実施している。	
	資料7-1-1-(1)-02 「学習・教育の成果を把握・評価する体制がわかる資料その2（卒業認定会議議事概要）」	卒業認定会議には資料7-1-1-(1)-01で定められているように、校長及び全教員が参加している（資料7-1-1-(1)-02）。	
(2) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果を把握・評価しているか。 ■ 把握・評価している	◇成績評価・卒業認定等に関するデータ・資料		
	資料7-1-1-(2)-01 「学習・教育の成果を把握・評価するための資料その1（修得単位一覧表）」	資料7-1-1-(2)-01を全教員が確認し、教務規則に定められた卒業認定基準（資料7-1-1-(2)-02、資料7-1-1-(2)-03、資料7-1-1-(2)-04）を満たしていることをもって学習・教育の成果を把握している。	
	資料7-1-1-(2)-02 「学習・教育の成果を把握・評価する体制がわかる資料その2（卒業認定・教務規則抜粋）」		
	資料7-1-1-(2)-03 「学習・教育の成果を把握・評価する体制がわかる資料その3（学則第14条別表第1）」		
	資料7-1-1-(2)-04 「学習・教育の成果を把握・評価する体制がわかる資料その4（学則第14条別表第2）」		
(3) (2)の結果から学習・教育の成果が認められるか。 ■ 認められる	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
	資料7-1-1-(2)-05 「学習・教育の成果を把握・評価していることがわかる資料その5（5年間の留年率・退学率）」		
	◆左記(2)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育の成果が認められることについて、資料を基に記述する。		
	過去5年間の留年率は平均で3％程度であり、卒業認定率は概ね98％以上となっていることから、学習・教育の成果が認められると判断する。		

観点7－1－② 達成状況に関する学生・卒業生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。			
【留意点】 ○ (1)の体制の整備が、観点7－1－①と同じ体制で実施されている場合には、観点7－1－①と同じ資料となる。 ○ (2)(3)(4)は、観点1－1－③で分析している種々の評価結果の一部と同一のものであるため、内容の整合性に留意して分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、学生・卒業生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて学習・教育の成果を把握・評価するために行っているか。 ■ 整備している	◇体制の整備状況がわかる資料		
	資料7-1-2-(1)-01 「体制の整備状況がわかる資料その1（機関評価室規則）」		
	資料7-1-2-(1)-02 「体制の整備状況がわかる資料その2（機関評価室教育改善部会設置要項）」		
(2) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、卒業時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	◇意見聴取の結果に関するデータ・資料		
	資料7-1-2-(2)-01 「学習・教育の成果を把握・評価するためのアンケート結果（卒業時）」		
(3) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、卒業生（卒業後5年程度経った者）に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
	資料7-1-2-(3)-01 「学習・教育の成果を把握・評価するためのアンケート結果（卒業後）」		
(4) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、進路先関係者等に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている			
	資料7-1-2-(4)-01 「学習・教育の成果を把握・評価するためのアンケート結果（卒業生就職企業）」		
(5) (2)～(4)の評価結果から学習・教育の成果が認められるか。 ■ 認められる			
	◆左記(2)～(4)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育の成果が認められることについて、資料を基に記述する。		
	資料7-1-2-(3)-01の調査結果によれば、卒業生自身の学習・到達目標の達成度については、「ほぼ満足」および「非常に満足」の割合が約80％となっている。また、資料7-1-2-(4)-01の企業の回答によれば、本校出身の従業員の職務への取り組みに対する評価は、「ほぼ満足」および「非常に満足」が約97％となっており、非常に高い評価を受けている。これらのことから、本校の学習・教育の成果が概ね認められると判断できる。		

観点 7－1－③ 就職や進学といった卒業後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育の成果が認められるか。			
【留意点】なし。			
関係法令 (法)第122条 (施)第178条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として把握している最近 5 年間の就職率及び進学率から判断して、学習・教育の成果が認められるか。 ■ 認められる	◇【別紙様式】卒業者進路実績表		
(2) 学校として把握している就職先や進学先は、各学科の養成しようとする人材像に適したものとなっているか。 ■ なっている			
	◆就職率・進学率や就職先等から、養成しようとする人材像にかなった成果が得られているかどうかについて、資料を基に記述する。		
	【別紙様式】卒業者進路実績表より、過去5年間の就職と進学の割合は約7:3となっており、産業界に多くの実践的技術者を養成した成果が認められる。また、産業分野別の実績によれば機械、電気、物質工学科では多くが製造業へ、制御情報工および経営情報学科では情報系に多くの学生が就職している。さらに、2~3割が更に高いレベルの技術者あるいは研究者を目指し、専攻科及び大学へ進学しており、各学科の方針と合致した人材育成の成果が認められる。		
7－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

基準 7

優れた点			
○5年毎に実施している本校の教育に関する調査結果によれば、本校出身の従業員の職務への取組みは企業からの満足度が約97%と高く、学習・教育の成果が認められる。			
	資料7-1-2-(4)-01 「学習・教育の成果を把握・評価するためのアンケート結果（卒業生就職企業）」		再掲
改善を要する点			
該当なし			

基準 8 専攻科課程の教育活動の状況

評価の視点 8－1 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成され、専攻科課程としてふさわしい授業形態、学習指導法等が採用され、適切な研究指導等が行われていること。また、専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び修了認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。			
観点 8－1－① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。 【留意点】 ○ 観点 1－2－⑤の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえた授業科目の配置となっているか分析すること。 ○ 本評価書Ⅰ(1)4．において、特例適用専攻科又は J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
（根拠理由欄） いずれの専攻も準学士課程より高度な一般科目を配置するとともに、専門科目においても準学士課程の教育内容を発展させた科目が配置されており、学位授与機構の特例適用の認定を受けている。このことからカリキュラム・ポリシーに基づき、授業科目が適切に配置されていると判断できる。			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて、適切な授業科目を体系的に配置しているか。	◇カリキュラム一覧表、授業科目系統図等の授業科目配置状況がわかる資料		
観点 8－1－② 準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっているか。 【留意点】 ○ 本評価書Ⅰ(1)4．において、特例適用専攻科又は J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
（根拠理由欄） 生産システム工学専攻、物質工学専攻、経営情報工学専攻はそれぞれ準学士課程において、それぞれ機械・電気・制御情報工学科、物質工学科及び経営工学科に対応している。いずれの専攻においても準学士課程の教育内容を発展させたものとなっており、特例適用の認定を受けていることから準学士課程の教育との連携及び発展を考慮した教育課程になっていると判断する。			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 専攻科の教育課程は、準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮しているか。	◇連携及び発展等の考慮状況がわかる資料		

観点 8－1－③ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。

【留意点】
○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。
■ 満たしていると判断する

（根拠理由欄）

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されているか。 ■ 採用されている	◇授業形態の開講状況（バランスを含む。）がわかる資料		
	資料8-1-3-(1)-01 「カリキュラム・ポリシーに基づき、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されていることがわかる資料」	専攻ごとにカリキュラム・ポリシー（CP）に対応した科目および授業形態ごとに科目を取りまとめ、割合を算出している。	
	◆授業形態のバランスが適切であることについて、資料を基に記述する。		
	資料8-1-3-(1)-01を見ると、講義の割合が多い一方で演習の割合が少ないように見える。分類上“もの”を具体的にデザインすることを目的としたエンジニアリングデザイン系の科目のみ演習に割り当てているためであるが、講義の中で演習を行うことや実験・実習も演習の一部であると考えているため、カリキュラム・ポリシーに照らして授業形態のバランスは適切であると判断した。		
(2) 教育内容に応じて行っている、学習指導上の工夫には、どのような工夫があるか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ 教材の工夫 ■ 少人数教育 ■ 対話・討論型授業 ■ フィールド型授業 ■ 情報機器の活用 □ 基礎学力不足の学生に対する配慮 □ 一般科目と専門科目との連携 □ その他	◇チェックした項目の実施状況がわかる資料		
	資料8-1-3-(2)-01 「教材の工夫がわかる資料」	工学複合実験や物質工学総合実験では、学生自らが実習書を作成している。	
	資料8-1-3-(2)-02 「少人数教育およびフィールド型授業がわかる資料」	1 班 5 ～ 7 人程度でものづくりの課題に取り組んでいる。製作した成果物を出品したり、実際に設置されている製品の改良など、実地にもとづいた教育を行っている。	
	資料8-1-3-(2)-03 「対話・討論型授業および情報機器の活用がわかる資料」		
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

観点8－1－④ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教養教育や研究指導が適切に行われているか。

【留意点】

○ 教養教育の実施状況や学生の研究指導が、学校教育法上の目的及び学校の教育の目的を達成する上で適切なものであるかどうかを分析すること。

○ 本評価書Ⅰ(1)4. において、特例適用専攻科について記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。

関係法令 (法)第119条第2項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

（根拠理由欄）

特例適用の審査結果より、カリキュラム・ポリシーに基づき、教養教育及び研究指導が適切に行われていると判断する。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生への教養教育や研究指導を、適切に行っているか。	◇教養教育や研究指導の実施状況がわかる資料		

観点8－1－⑤ 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。

【留意点】

○ 本評価書Ⅰ(1)4. において、J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その評価結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

（根拠理由欄）

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 成績評価や単位認定に関する基準を、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、策定しているか。	◇成績評価や単位認定に関する規定等の該当箇所		
	資料8-1-5-(1)-01 「成績評価や単位認定に関する規程がわかる資料」	専攻科の成績評価および単位認定について示している。	

(2) 成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等を行っているか。 ■ 行っている	◇成績評価の組織内でのチェック等、成績評価が適切に実施されていることがわかる資料		
	資料8-1-5-(2)-01 「成績評価・単位認定が適切に実施されていることがわかる資料」	シラバスに沿って評価された点数を基に単位認定を行っている。	
(3) 1 単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目を配置している場合、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握しているか。 ■ 把握している	◇学校として把握していることがわかる資料		
	資料8-1-5-(3)-01 「授業時間以外の学修についてわかる資料」	事前・事後学習（授業外学修）の課題とそれに要する時間をまとめ、第 1 回目の授業で提示している。	
	資料8-1-5-(3)-02 「評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握していることがわかる資料」	資料8-1-5-(3)-01を含めて以下のフォーマットを使用して成績資料を整理し、シラバスどおり評価が行われているか、ネットワーク点検者が確認している。	
(4) 成績評価や単位認定に関する基準を学生に周知しているか。 ■ 周知している	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料		
	資料8-1-5-(4)-01 「成績評価や単位認定に関する基準を学生に周知していることがわかる資料」	各年度の前期、後期開始時に毎回オリエンテーションを行い、成績評価や単位認定について学生に周知している。	
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ■ 把握している	◇認知状況がわかる資料		
	資料8-1-5-(4)-01 「成績評価や単位認定に関する基準を学生に周知していることがわかる資料」	資料8-1-5-(4)-01に示したとおり、専攻科生に対しては年度ごとに年 2 回、1 学期と 3 学期にオリエンテーションを実施し、成績評価や単位認定について周知している。オリエンテーションで毎回質問を受け付けることで、疑問点が残らないようにしている。これにより学生の認知状況は把握できている。	再掲
(6) 追試、再試の成績評価方法を定めているか。 ■ 定めている	◇追試、再試の成績評価の規程等がわかる資料		
	資料8-1-5-(6)-01 「追試、再試の成績評価の規程がわかる資料」	専攻科の追試験について資料のとおり定めている。	
(7) 成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会があるか。 ■ ない	◇成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会の規定等がわかる資料		
		現在のところ、成績評価結果に関する学生からの意見申立について規定等は定めておらず、申立があればその都度対応している。成績は毎学期終了後に配布しているので成績評価に関する疑義の有無は確認できる。 本科では再試験等による最終評価の期間を定めているので、それを参考に意見申立の機会の規定等について今後検討する。	

(8) 成績評価等の客観性、厳格性を担保するため、どのような組織的な措置を行っているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ 成績評価の妥当性の事後チェック ■ 答案の返却 ■ 模範解答や採点基準の提示 □ G P A の進級判定への利用 □ 成績分布のガイドラインの設定 ■ 複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック ■ 試験問題のレベルが適切であることのチェック □ その他			
	資料8-1-5-(8)-01 「答案の返却および模範解答や採点基準の提示を行っている措置がわかる資料」	1 回目の授業でシラバスを配布して成績評価方法について説明すること、また試験実施後は答案を返却して確認させることが定められている。	
	資料8-1-5-(8)-02 「答案の返却および模範解答や採点基準の提示の実施状況を確認する措置がわかる資料」	授業の最終回で下記アンケートを実施することで、学生目線から答案の返却および模範解答や採点基準の提示の実施状況を確認している。	
	資料8-1-5-(8)-03 「試験問題や成績評価の点検を行っている措置がわかる資料」	成績評価の妥当性や試験問題の内容やレベルは教員間連絡ネットワークを通して相互に点検することが定められている。	
	資料8-1-5-(8)-04 「成績評価の妥当性および同一の試験問題の確認を行う措置がわかる資料」	成績資料の点検時に成績評価の妥当性および同一の試験問題について確認している。	
	資料8-1-5-(8)-05 「成績評価の妥当性および試験問題の適切性の確認を行う措置がわかる資料」	成績資料の点検時に成績評価の妥当性および試験問題の適切性を確認している。	
	◆実施状況や成績分布を踏まえて、成績評価や単位認定における基準の客観性・厳格性を担保するための措置が、有効に機能しているかどうかについて、資料を基に記述する。		
	資料8-1-5-(8)-01に記載されているように、第1回目の授業でシラバスを配布して成績評価方法等について説明すること、試験実施後は答案を返却して確認させることが定められている。その実施状況は資料8-1-5-(8)-02のアンケートを通して学生目線から確認している。試験問題の妥当性は資料8-1-5-(8)-03に沿って教員間連絡ネットワークで相互に点検し、資料8-1-5-(8)-04、資料8-1-5-(8)-05に結果を記載している。結果を受けて科目担当者は次年度で改善を行っている。		
	◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容を記述する。		

観点 8－1－⑥ 修了認定基準が、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、修了認定が適切に実施されているか。

【留意点】

○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その評価結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。

関係法令 (法)第119条第2項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

(根拠理由欄)

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学則等に、修業年限を 1 年以上と定めているか。 ■ 定めている	◇学則等の該当箇所がわかる資料		
	資料8-1-6-(2)-01 「修了認定基準がわかる資料」	資料のとおり、修了認定基準を定めている。	
(2) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、修了認定基準を定めているか。 ■ 定めている	◇定めている該当規程や修了認定基準		
	資料8-1-6-(2)-01 「修了認定基準がわかる資料」	資料のとおり、修了認定基準を定めている。	再掲
(3) 修了認定基準に基づき、修了認定しているか。 ■ 認定している	◇関係する委員会等の会議資料		
	資料8-1-6-(3)-01 「修了認定基準に基づき修了認定していることがわかる資料」	修了認定資料において、それぞれの修了要件を確認し、修了認定している。	
(4) 修了認定基準を学生に周知しているか。 ■ 周知している	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料		
	資料8-1-6-(4)-01 「修了認定基準を学生に周知していることがわかる資料」	各年度の前期、後期開始時に毎回オリエンテーションを行い、終了認定基準について学生に周知している。	

(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ■ 把握している	◇学生の認知状況を把握していることがわかる資料		
	資料8-1-6-(4)-01「修了認定基準を学生に周知していることがわかる資料」	専攻科生に対しては年度ごとに年2回、1学期と3学期にオリエンテーションを実施し、修了認定基準について周知している。オリエンテーションで毎回質問を受け付けることで、疑問点が残らないようにしている。これにより学生の認知状況は把握できている。	再掲
8－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。 特に専攻科課程の教育課程及び教育方法に関して、準学士課程の5－1及び5－2の内容を参考に、特記すべき個性や特色等があれば、自由に記入すること。			
該当なし			
評価の視点			
8－2 専攻科課程としての入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切に運用されており、適正な数の入学状況であること。			
観点8－2－① 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。 【留意点】 ○ 合否判定基準については、提示できるものがあれば、提示すること。自己評価書での提示が不可能な場合は、訪問調査時に提示すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）、特に入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法（学生募集の方針、選抜区分（学力選抜、推薦選抜等。）、面接内容、配点・出題方針等）となっているか。 ■ なっている	◇入学者選抜要項、面接要領、合否判定基準、入学試験実施状況等がわかる資料		
	資料8-2-1-(1)-01「入学者選抜要項がわかる資料」	入学者選抜要項を示す。	
	資料8-2-1-(1)-02 「推薦選抜の面接内容がわかる資料」	アドミッション・ポリシーに沿って面接評価を行っている。	
	資料8-2-1-(1)-03 「学力選抜の実施状況がわかる資料」	実施要領にしたがって学力選抜を行っている。	
	資料8-2-1-(1)-04 「学力検査問題の出題方針がわかる資料」	基礎学力を有した学生を選抜するため、設問に関する留意事項を定めている。	
	資料8-2-1-(1)-05 「合格判定基準がわかる資料」	申し合わせ事項として合格判定基準を定めている。	

観点 8－2－② 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。			
【留意点】 なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 検証及び検証結果を改善に役立てる体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇検証の体制に関する資料		
	資料8-2-2-(1)-01 「入学者選抜の検証および改善に役立てる体制がわかる資料」	専攻科委員会にて入学者選抜について定期的に審議し、その結果をふまえて改善している。	
	◇改善に役立てる体制に関する資料		
	資料8-2-2-(1)-01 「入学者選抜の検証および改善に役立てる体制がわかる資料」	専攻科委員会にて入学者選抜について定期的に審議し、その結果をふまえて改善している。	再掲
(2) (1)の体制の下、実際に入学した学生が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿っているかどうかの検証を行っているか。 ■ 行っている	◇検証を行っていることがわかる資料		
	資料8-2-2-(2)-01 「入学者がアドミッション・ポリシーに沿っているか検証していることがわかる資料」	専攻科委員会での審議事項をリストとして示す。	
	資料8-2-2-(2)-02 「入学者がアドミッション・ポリシーに沿っているか検証していることがわかる資料 例」	資料8-2-2-(2)-01のリストに挙げた専攻科委員会の議事録の中から一部を示す。	
(3) (2)の検証の結果を入学者選抜の改善に役立てているか。 ■ 改善に役立てている			
	◆検証の結果に基づいた具体的な改善の実施状況を踏まえて、検証の結果を改善に役立てている状況について、資料を基に記述する。		
	上述した資料のとおり、アドミッション・ポリシーに沿った学生を受け入れているか、またそのような学生を受け入れる入学者選抜となっているか、専攻科委員会において継続的に検証している。推薦および学力選抜の判定基準を見直すとともに、実施する入試科目についても適宜検討している。最近は特にグローバル人材の育成を念頭に、入試における英語の評価について重点的に検討し、評価方法を改善した。		

観点 8－2－③ 実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【留意点】
○ (2)の体制の整備は、必ずしもこの取組のためだけの組織を整備することを求めているのではなく、既存の委員会に対応することとなっている場合には、当該委員会に関する規定の所掌において定員と実入学者数との関係の把握と必要な改善のための取組が明示されていることを分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。
■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生定員を専攻ごとに学則等で定めているか。 ■ 定めている	◇学則等の該当箇所		
	資料8-2-3-(1)-01「学生定員を専攻ごとに定めていることがわかる資料」	第48条に専攻ごとの入学定員を定めている。	
(2) 専攻ごとの入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備に係る規程等がわかる資料		
	資料8-2-2-(2)-01「入学者がアドミッション・ポリシーに沿っているか検証していることがわかる資料」		再掲

(3) 過去 5 年間の専攻ごとの入学定員に対する実入学者数が適正であるか。 ■ 超過又は不足がある	◇【別紙様式】平均入学定員充足率計算表		
	資料8-2-3-(3)-01「入学定員に対する実入学者数がわかる資料」		
(4) 過去 5 年間で、実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合は、改善の取組を行っているか。 ■ 行っている	◆大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合には、該当する専攻について、実入学者数の改善に資する取組や教育環境等の改善により教育等に支障が生じないように取った対応等、実際に行った事例がわかる資料を基に記述する。		
	資料8-2-3-(4)-01「大幅に不足している状況に対して取った対応がわかる資料」		
	生産システム工学専攻において平成28年度に入学者数が入学定員の2倍となっているが、入学定員の2倍までは教育等に支障が生じないと考えている。座学は教室の座席数から考えて受け入れ可能なこと、演習や実験は基本的に少人数で実施すること、また本校教員の尽力により専門学科のほぼすべての教員が学修総まとめ科目を指導できる体制にあり、仮に入学者数が定員の2倍となっても計算上は1指導教員あたり1人以下の専攻科生となることから、教育等には支障がないと考えている。特定の研究室に専攻科生が集中することは避ける必要があるが、合格基準を満たしている学生であれば定員の2倍までは許容できることとしている。 物質工学専攻において平成30年度に、経営情報工学専攻において平成29、30年度に入学定員を満たしていない状況があった。そこで低学年からの周知の必要性を検討し、それまで4年生対象に実施してきた入学説明会を3・4年生対象に拡大した。		
8－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

評価の視点			
8－3　修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育・研究の成果が認められること。			
観点8－3－①　成績評価・修了認定の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。			
【留意点】			
○　学生の成績（修了時のG P A値等。）や修業年限修了率、単位修得率（登録授業単位数に対する修得単位数の率。）等、成果を総合的に分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■　満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。	◇体制の整備状況がわかる資料		
	資料8-3-1-(1)-01 「学生の学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を整備していることがわかる資料1」	修了認定会議により、成績評価・修了認定の結果を把握・評価している。	
	資料8-3-1-(1)-02 「学生の学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を整備していることがわかる資料2」	機関評価室にて、本校の教育研究活動等の状況を点検・評価している。	
(2) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から学習・教育・研究の成果を把握・評価しているか。	◇成績評価・修了認定等に関するデータ・資料		
	資料8-3-1-(2)-01 「成績評価・修了認定の結果がわかる資料」	修了認定資料および参考資料を示している。	
	資料8-3-1-(2)-02 「特別研究の評価にかかる学外発表の状況がわかる資料」	特別研究の単位認定の要件として定めている学外発表について実施状況をまとめている。	
(3) (2)の結果から学習・教育・研究の成果が認められるか。	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
	資料8-3-1-(2)-03 「学習・教育・研究の成果について把握・評価の実施状況がわかる資料1」	修業年限終了率は高い数値を維持していることがわかる。	
	資料8-3-1-(2)-04 「学習・教育・研究の成果について把握・評価の実施状況がわかる資料2」	単位数重み付け平均点を算出し、専攻ごと、学期ごとにまとめた成績を示している。おおむね80点以上を達成しており、学習の成果が認められる。	
	◆左記(2)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育・研究の成果が認められることについて、資料を基に記述する。		
	上記資料からわかるように、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を整備している。その体制の下で適切に把握・評価した修業年限修了率から学位取得状況は良好であり、また成績を見ても優に該当する80点以上を満たしていることから、学習・教育・研究の成果が認められる。		

観点 8－3－② 達成状況に関する学生・修了生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。			
【留意点】 ○ (1)の体制の整備が、観点 8－3－①同じ体制で実施されている場合には観点 8－3－①と同じ資料となる。 ○ (2)(3)(4)は、観点 1－1－③で分析している種々の評価結果の一部と同一のものであるため、内容の整合性に留意して分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、学生・修了生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて、学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備状況がわかる資料		
	資料8-3-2-(1)-01「学習・教育・研究の成果を把握・評価する体制の整備状況がわかる資料」	機関評価室にて本校の教育研究活動等の状況にかかる評価の把握を取りまとめている。	
(2) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、修了時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	◇意見聴取の結果に関するデータ・資料		
	資料8-3-2-(2)-01「修了時の学生に対する意見聴取から学習・教育・研究の成果の把握・評価がわかる資料」	学期ごとに自己点検を実施し、ディプロマ・ポリシーに沿った科目の修得状況を確認している。	
(3) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、修了生（修了直後でない者）に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
	資料8-3-2-(3)-01「修了生に対する意見聴取から学習・教育・研究の成果の把握・評価がわかる資料」	修了生に対してアンケート調査を実施し、学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っている。	
(4) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、進路先関係者等に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
	資料8-3-2-(4)-01「進路先関係者に対する意見聴取から学習・教育・研究の成果の把握・評価がわかる資料」	進路先関係者に対してアンケート調査を実施し、学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っている。	

(5) (2)～(4)の評価結果から学習・教育・研究の成果が認められるか。 ■ 認められる			
	◆左記(2)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育・研究の成果が認められることについて、資料を基に記述する。		
	資料8-3-2-(2)-02の自己点検結果から、在学中はディプロマ・ポリシーに沿った科目の修得状況を確認し、次学期への学習に活かしていることがわかる。また資料8-3-2-(3)-01から、各進路先で学習・教育・研究の成果が活かされていることがわかる。ただし英語教育について不満の割合が高くなっているので改善の余地がある。さらに資料8-3-2-(4)-01から、進路先関係者等からの評価は総じて高いことがわかる。以上からディプロマ・ポリシーに沿った学習・教育・研究の成果が認められると考えられる。		
観点 8－3－③ 就職や進学といった修了後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。			
【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として把握している最近5年間の就職率及び進学率から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。 ■ 認められる	◇【別紙様式】修了者進路実績表		
(2) 学校として把握している就職先や進学先は、各専攻の養成しようとする人材像に適したものとなっているか。 ■ なっている			
	◆就職率・進学率や就職先等から、養成しようとする人材像にかなった成果が得られているかどうかについて、資料を基に記述する。		
	就職率や進学率から判断して、修了生がそれぞれ適切な進路先へ進むことのできる能力を身につけることができていると判断できる。またそれぞれの就職先や進学先は、各専攻で定めたディプロマ・ポリシーに沿って養成された各専門分野の高度な知識や技術を有する技術者である人材像に適したものとなっていると判断できる。		

観点 8－3－④ 修了生の学位取得状況から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。			
【留意点】 ○ 学位の取得を目的としていない専攻科については、「□学位の取得を目的としていないので、該当しない」の欄をチェックすること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1)過去 5 年間の修了生の学位取得の状況から、学習等の成果が認められるか。 ■ 認められる	◇学位取得状況がわかる資料		
	資料8-3-4-(1)-01 「学位取得状況がわかる資料」	過去 5 年の学位取得状況について良好であることから、学習等の成果が認められる。	
8－3 特記事項 この評価の観点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			
基準 8			
優れた点			
○就職率および進学率は過去5年間でほぼ100%となっており、修了生がそれぞれ適切な進路先へ進むことのできる能力を身につけることができていると判断できる。またそれぞれの就職先や進学先は、各専攻で定めたディプロマ・ポリシーに沿って養成された各専門分野の高度な知識や技術を有する技術者である人材像に適したものとなっていると判断できる。 ○修了生の就職した企業に対する調査結果によれば、職務に対する取り組みへの満足度（ほぼ満足、非常に満足）は98%となっており、本校の学習・教育の成果が認められる。			
	◇【別紙様式】修了者進路実績表		
	資料8-3-2-(4)-01 「進路先関係者に対する意見聴取から学習・教育・研究の成果の把握・評価がわかる資料」		再掲
改善を要する点			
○成績評価基準、修了認定基準の周知に関しては種々の取組みを行っており、質問の受付及び回答をすることで学生が認知していると判断しているが、今後、アンケート等により把握する必要がある。			